

つるぎ町  
過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和4年6月 一部変更



令和3年9月

徳島県美馬郡つるぎ町



# 目 次

1. 基本的な事項	
(1) つるぎ町の概況 -----	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	
(3) 行財政の状況	
(4) 地域の持続的発展の基本方針	
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	
(7) 計画期間	
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 -----	8
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計 画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
3. 産業の振興 -----	10
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計 画	
(4) 産業振興促進事項	
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	
4. 地域における情報化 -----	16
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計 画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
5. 交通施設の整備、交通手段の確保 -----	17
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計 画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	

6. 生活環境の整備	-----	20
(1) 現況と問題点		
(2) その対策		
(3) 計 画		
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合		
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	-----	24
(1) 現況と問題点		
(2) その対策		
(3) 計 画		
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合		
8. 医療の確保	-----	28
(1) 現況と問題点		
(2) その対策		
(3) 計 画		
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合		
9. 教育の振興	-----	30
(1) 現況と問題点		
(2) その対策		
(3) 計 画		
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合		
10. 集落の整備	-----	35
(1) 現況と問題点		
(2) その対策		
(3) 計 画		
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合		
11. 地域文化の振興等	-----	36
(1) 現況と問題点		
(2) その対策		
(3) 計 画		
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合		



12. 再生可能エネルギーの利用の推進	-----	37
(1) 現況と問題点		
(2) その対策		
(3) 計 画		
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合		
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	-----	38
(1) 現況と問題点		
(2) その対策		
(3) 計 画		
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合		
《別表》		
事業計画（令和3年度～令和7年度）	-----	39
事業計画（過疎地域持続的発展特別事業分）	-----	58



# つるぎ町過疎地域持続的発展計画

## 1 基本的な事項

### (1) つるぎ町の概況

#### ① 概要

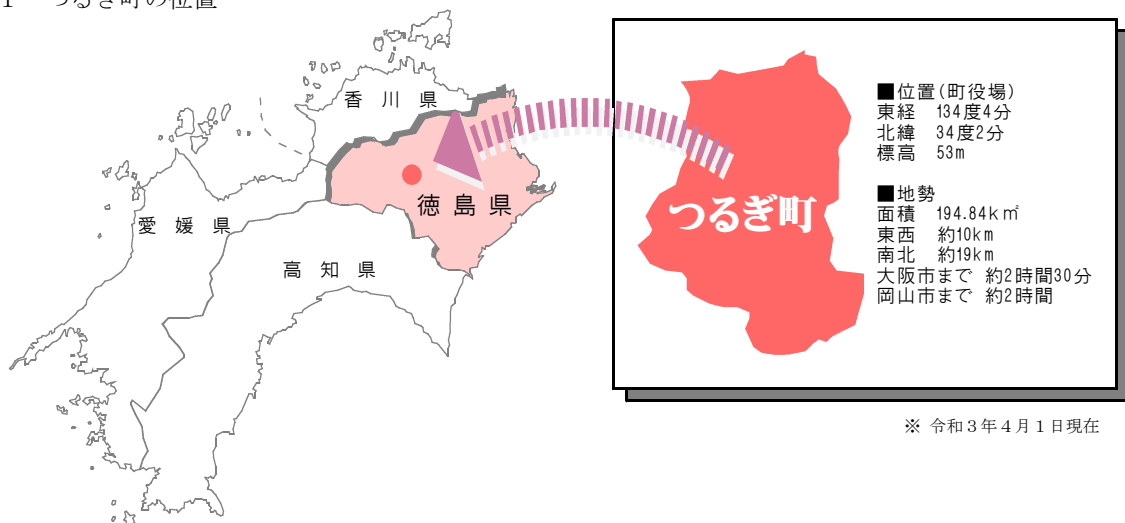
つるぎ町は、徳島県の北西部、吉野川のほぼ中流域南岸に位置し、北と東は美馬市、西は東みよし町、南は三好市と隣接しており、総面積194.84km<sup>2</sup>の広さを有している。そのほとんどが、国定公園の剣山をはじめとする、塔丸、矢筈山、丸笹山、黒笠山など標高1,500m以上の急峻な山々がそびえる山間地となっているため、林野面積が町全体の85%以上を占め、町を南北に流れる貞光川と半田川、北部を西から東に流れる吉野川沿いに、わずかな平野部が展開している。徳島県の県庁所在地である徳島市と隣県の香川県高松市へは自動車ですら1時間30分、約50Kmの距離にあり、京阪神方面へは徳島道から神戸淡路鳴門自動車道を利用して約2時間30分、中国地方へは国道438号と瀬戸中央自動車道を経由して約2時間で到着することができる。

気候は、平野部と山間部の標高差が著しいこともあり、瀬戸内気候と呼ばれる温暖な気候と、山岳気候と呼ばれる冷涼な気候が併存している。年間平均気温15.6℃（穴吹気象観測所）、年間降水量1,589mm（半田気象観測所）と比較的温暖で雨量の多い気象条件にあり、峻険な地形の影響を受けた梅雨前線豪雨や台風等に伴う河川の氾濫、山腹崩壊により、道路や人家・農作物等に大きな被害を受けることがある。

つるぎ町の平野部からは縄文時代の遺物が多く出土し、古くから人の営みがあったと推測されている。その一方で、山間部の集落の始まりは、急峻な山腹が移動に適さず尾根伝いに交通網が発達したことにより、尾根から谷間に向けて広がった歴史を持ち、更に山間地域は大和朝廷の祭祀を司る阿波忌部氏の神域とされ、神聖な地域であったとされている。

半田地区は江戸後期に発祥した「半田漆器」と「半田そうめん」の生産地として、貞光地区は「阿波葉」と呼ばれる葉たばこの集積地、また交通の要衝である徳島県西部の商業地域のひとつとして、一宇地区は林業を中心にそれぞれに栄えた。これらの特徴を持つ3町村が合併し、平成17年3月に「つるぎ町」が誕生した。

図1 つるぎ町の位置



## ② 過疎の状況

本町の人口は、戦後10年間ほどをピークに減少の一途を辿っており、全国よりも速いスピードで高齢化が進行している。若年層の町外流出は町全体の生産機能を低下させ、さらなる人口減少を招く結果となり、特に山間傾斜地では農地や山林の荒廃が進み、集落自体の維持が困難な地域も多くなってきている。

このような状況から過疎地域の指定を受け、生活基盤である町道や学校、病院の整備をはじめ、基幹産業である農林業生産基盤の整備、若者の定住施策など、各分野の過疎対策事業に取り組んできたが、人口減少・少子高齢化の進行に歯止めをかけるには至っていないのが現状である。

## ③ 社会経済的発展の方向

本町は農業を主体とした第1次産業の町であったが、全国的な傾向と同様に、昭和60年を境に第3次産業と第1次産業の割合が逆転した。急峻で狭隘な耕地での農業は生産効率が悪く、農業所得の低さと重労働から後継者の確保が課題となっている。その一方で、農地が持つ多面的な機能が景観や環境を維持するとともに、災害からの予防機能をも果たすなど重要な役割を担うと注目されている。6次産業化などを通じて、観光と農業が融合した複合的な生業を生み出すことで、地域を支える農業を維持継承していく必要がある。

また、約200年の歴史と全国的知名度を持つ、太くてこしの強い「半田そうめん」のブランド戦略と他の商品との差別化を図ることで、地域を支える産業として市場拡大をめざす。

社会情勢が大きく変容する現在、つるぎ町に“あるもの”を活かし、“残さなければならぬもの”と“変化しなければならぬもの”を見極めつつ、地域の実情に応じた生活環境や産業活動の基盤整備を進めるとともに、担い手や組織の育成を図り、新たな生業の創出を支援できる環境を整備する。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ① 人口の推移と動向

国勢調査による本町の人口の推移は表1-1(1)のとおりである。昭和35年に29,275人であった人口は、平成27年に8,927人となっており、過去55年間での人口減少率は69.5%となっている。年齢階層別では、0歳～14歳の年少人口が93.4%と激減し、65歳以上の老年人口に至っては67.6%増加するという典型的な少子高齢化の形態を見せている。本町の人口減少は今後も続き、将来は人口に占める高齢者の割合が50%近い比率で推移すると予想される。

### ② 産業の推移と動向

人口減少は、町の産業構造にも大きな影響を与えており、就業人口は昭和35年からの55年間で72.8%の大幅な減少となっている。

産業別人口の推移については、昭和35年には就業人口の69.2%を第1次産業が占めていたが、農林業経営者の高齢化や担い手不足により減少を続け、平成27年には9.1%となっている。一方、第2次産業は10.0%から30.4%、第3次産業は20.8%から60.5%と増加しており、産業構造が著しく変化したことが見て取れる。これは、第1次産業である農林業経営者が生産性の低さから安定した収入を得るため、他産業との兼業や製造業、土木建築業への就業移動が起きたためと考えられる。ただし、第1次産業の衰退が、第2次産業、第3次産業の振興と雇用を生み出したわけではないため、今後も人口減少に伴う人材流出は続くものと予想さ

れる。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 29,275		人 20,310	% △30.6	人 15,794	% △22.2	人 11,722	% △25.8	人 8,927	% △23.8
0歳～14歳	11,355		4,290	△62.2	2,362	△44.9	1,234	△47.8	749	△39.3
15歳～64歳	15,612		13,230	△15.3	9,847	△25.6	6,048	△38.6	4,309	△28.8
うち 15歳～ 29歳(a)	5,138		3,724	△27.5	2,127	△42.9	1,388	△34.7	748	△46.1
65歳以上 (b)	2,308		2,790	20.9	3,585	28.5	4,426	23.5	3,869	△12.6
(a)/総数 若年者比率	% 17.6		% 18.3	—	% 13.5	—	% 11.8	—	% 8.4	—
(b)/総数 高齢者比率	% 7.9		% 13.7	—	% 22.7	—	% 37.8	—	% 43.3	—

表1-1(2) 人口の見通し

区 分	令和7年		令和12年		令和17年		令和22年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 7,081	% △20.7	人 6,307	% △10.9	人 5,595	% △11.3	人 4,912	% △12.2
0歳～14歳	614	△18.0	605	△1.5	558	△7.8	512	△8.2
15歳～64歳	2,964	△31.2	2,561	△13.6	2,229	△13.0	1,923	△13.7
うち 15歳～ 29歳(a)	521	△30.3	467	△10.4	416	△10.9	398	△4.3
65歳以上 (b)	3,503	△9.5	3,141	△10.3	2,808	△10.6	2,477	△11.8
(a)/総数 若年者比率	% 7.4	—	% 7.4	—	% 7.4	—	% 8.1	—
(b)/総数 高齢者比率	% 49.5	—	% 49.8	—	% 50.2	—	% 50.4	—

表1-1(3) 産業人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 13,701		人 9,713	% △29.1	人 7,514	% △22.6	人 4,754	% △36.7	人 3,733	% △21.5
第一次産業 就業人口比率	% 69.2		% 46.3	—	% 23.0	—	% 11.1	—	% 9.1	—
第二次産業 就業人口比率	% 10.0		% 22.9	—	% 36.4	—	% 33.2	—	% 30.4	—
第三次産業 就業人口比率	% 20.8		% 30.8	—	% 40.6	—	% 55.7	—	% 60.5	—

※ 総数には分類不能の産業を含む

### (3) 行財政の状況

地方分権の推進により、国と地方が対等・協力の関係に移行したことで、これからの地方公共団体には限られた財源を有効に活用しつつ、将来にわたって持続的運営を可能とする行財政能力と、より専門性を備えた組織力が求められている。しかしながら、本町の財政構造は、歳入のほとんどを依存財源にゆだねた不安定な状況にあり、国の動向に左右されやすい脆弱な財政基盤となっている。人口減少・少子高齢化により、これから先も町税等の自主財源の収入は見込めず、令和元年度の財政力指数は0.19、実質公債費比率は10.3%、経常収支比率は101.3%となっており、財政の硬直化が大きく進行しているといえる。これまでも効率的で効果的な行財政運営を目指して行政改革に取り組んできたが、これから先も安定的な行政サービスを提供し続けるためには、既存概念を超えた新たな挑戦とさらなる行財政改革を推進し、無駄を省いた効率的な行政事務の遂行に努める必要がある。

本町においては、町道や農林道をはじめ、教育文化施設、福祉・医療施設、情報通信設備や下水道施設など、生活基盤に係る施設整備事業に積極的に取り組んできた。将来にわたり維持・継承していくことのできるまちづくりのため、今後も計画的な公共施設の整備とその維持管理が必要不可欠である。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	10,879,394	9,592,625	7,989,094
一般財源	5,299,313	5,276,217	5,046,585
国庫支出金	2,332,022	587,145	434,771
都道府県支出金	544,336	492,087	556,574
地方債	1,603,000	2,106,200	671,900
うち過疎債	258,100	197,300	309,800
その他	1,100,723	1,130,976	1,279,264
歳出総額 B	10,385,208	9,210,561	7,823,577
義務的経費	3,423,351	3,503,819	3,692,552
投資的経費	3,223,301	919,261	684,641
うち普通建設事業	3,209,921	792,281	642,530
その他	3,738,556	4,787,481	3,446,384
過疎対策事業費	1,598,255	855,195	1,028,713
歳入歳出差引額 C (A-B)	494,186	382,064	165,517

翌年度へ繰越すべき財源D	61,127	35,209	46,518
実質収支 C-D	433,059	346,855	118,999
財政力指数	0.21	0.19	0.19
公債費負担比率	—	—	—
実質公債費比率	12.3	8.5	10.3
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	86.4	94.3	101.3
将来負担比率	49.3	22.6	31.1
地方債現在高	10,423,441	11,145,580	11,004,456

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

旧半田町

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末
市町村道 改良率(%)	1.6	7.9	9.3	13.0
舗装率(%)	1.4	18.2	55.2	64.2
耕地1ha当たり農道延長(m)	65.2	53.6	21.8	7.3
林地1ha当たり林道延長(m)	6.0	6.0	7.4	6.7
水道普及率(%)	37.1	76.1	84.8	86.2
水洗化率(%)	—	—	9.2	50.4
人口千人当たり病院 診療所の病床数(床)	18.0	19.0	20.0	32.2
小学校 危険校舎面積比率(%)	16.3	9.0	0.0	0.0
中学校 危険校舎面積比率(%)	0.8	0.0	0.0	0.0

旧貞光町

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末
市町村道 改良率(%)	0.7	7.0	10.7	17.3
舗装率(%)	2.6	9.3	28.8	36.1
耕地1ha当たり農道延長(m)	27.8	26.9	17.4	23.0
林地1ha当たり林道延長(m)	3.1	9.0	10.7	13.4
水道普及率(%)	49.7	86.8	95.7	94.4
水洗化率(%)	—	66.2	72.6	55.7
人口千人当たり病院 診療所の病床数(床)	10.3	18.5	24.8	19.7
小学校 危険校舎面積比率(%)	38.1	10.0	0.0	0.0
中学校 危険校舎面積比率(%)	7.9	0.0	0.0	0.0

旧一字村

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末
市町村道 改良率(%)	0.0	3.2	2.0	2.1
舗装率(%)	0.0	4.0	9.0	10.1
耕地1ha当たり農道延長(m)	21.9	34.7	30.2	37.8
林地1ha当たり林道延長(m)	2.4	3.0	5.9	8.3
水道普及率(%)	6.7	36.9	42.9	63.1
水洗化率(%)	—	—	—	22.8
人口千人当たり病院 診療所の病床数(床)	0.0	0.0	0.0	3.7
小学校 危険校舎面積比率(%)	47.5	40.0	0.3	0.3
中学校 危険校舎面積比率(%)	28.5	0.0	0.0	0.0

つるぎ町

区 分	平成22年度末	令和元年度末
市町村道 改良率(%)	19.2	22.1
舗装率(%)	47.9	50.3
農 道 延 長(m)	23781	1177
林 道 延 長(m)	77417	84090
水道普及率(%)	81.0	95.8
水洗化率(%)	69.7	82.4
人口千人当たり病院 診療所の病床数(床)	20.1	10.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町においてこれまで取り組んできた過疎対策事業は、生活環境基盤を中心に一定の成果を得たが、依然として人口減少・少子高齢化による地場産業の衰退や地域活力の低下の抑制には至らず、さらに地理的な悪条件や雇用の場の不足による生産年齢人口の流出など、本町を取り巻く環境は一層厳しさを増している。将来予測が困難な時代に柔軟かつ的確に対応するためには、小さな町ならではの結束力を活かした、住民と行政の協働による課題解決を進めていく必要がある。

このような状況を踏まえ、総合計画審議会、住民意識調査による地域の実情や課題、住民の

意向を反映のうえ令和2年度に改定された「第2次つるぎ町総合振興計画」を基本的指針とし、本町がめざす将来像である「終の棲家を実感できるまち」の実現に向け、以下の5項目ごとの基本施策を重点的に推進することで12の施策体系に取り組み、地域の持続的発展を図る。

<終の棲家を実感できるまち実現のための重点5項目>

1. 活力のある産業と交流のつるぎを創りましょう  
商工業、観光、農林業の振興と地域情報化を推進し、活気あふれるまちづくりをめざす。
2. 自然環境と調和のとれたつるぎを創りましょう  
農地や森林がもつ多面的な機能を保持しつつ、生活環境や地域基盤の整備を行い、災害に強いまちづくりをめざす。
3. 誇りある歴史と文化のつるぎを創りましょう  
次代を担う子どもたちの教育はもちろん、一人ひとりが生涯にわたり学び成長できる環境づくりと、誰もがスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現、困難になりつつある地域文化の保全・継承を推進し、文化の薫り高いまちづくりをめざす。
4. 思いやり豊かでみんなが主役のつるぎを創りましょう  
地域コミュニティの活動や、保健・医療・福祉サービス、子育て支援体制の充実を図り、本町の主役である住民一人ひとりが活躍しながら、お互いを思いやり支え合うことのできるまちづくりをめざす。
5. 未来に希望の持てるつるぎを創りましょう  
中長期的な視点に立った健全な行財政運営と的確な行政情報の発信に努め、住民、企業、行政の情報交換・共有による民意が反映された政策を実行できる組織づくりの実現と、将来にわたり持続可能なまちづくりをめざす。

<施策体系>

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
2. 産業の振興
3. 地域における情報化
4. 交通施設の整備、交通手段の確保
5. 生活環境の整備
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
7. 医療の確保
8. 教育の振興
9. 集落の整備
10. 地域文化の振興等
11. 再生可能エネルギーの利用の推進
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

**(5) 地域の持続的発展のための基本目標**

本町における人口減少は今後も続き、人口に占める高齢者の割合はさらに上昇することが予想される。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成22年の10,490人から減少を続け、平成32年に7,558人、令和7年には6,354人になるとされており、つるぎ町人口ビジョンでは、令和2年に7,995人、令和7年には7,081人になり、2060年には2,500~3,000人超を目指す



としている。

本町では流出人口の減少とともに、移住・定住の促進を図り、実現可能かつ持続可能なまちづくりをめざし、本計画の最終年である令和7年度末の人口目標を7,300人とする。

#### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

各施策体系ごとに関連する事業計画を策定・実施し、事業の進捗状況や効果、財政状況などと照らし合わせ、評価・検証を毎年度行うとともに、その結果や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて事業計画の内容を見直し予算編成に反映することで、本計画に沿った効果的な事業実施に努める。

また、本計画の達成状況については、計画期間満了後の令和8年度において議会へ報告するとともに、ホームページなどで公表することとする。

#### (7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

#### (8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町では、社会的ニーズに対応するため、過疎対策事業等により多くの公共施設等の整備を進めてきたが、少子・高齢化による人口構造の大きな変化や財政状況の厳しさが増す中で、今後は耐震化や老朽化による大規模改修、更新、解体費用等が増加するものと予想される。このような状況を踏まえ、中長期的な視点において公共施設等の維持管理、更新等を着実に推進するため、「つるぎ町公共施設等総合管理計画」が策定された。

本計画においても、「つるぎ町公共施設等総合管理計画」の基本方針にのっとり、町民の安心・安全の確保を最優先に、将来的なトータルコストの削減や予算の平準化を実現するため、整備の必要性を十分に検討したうえで、統合や除却、改修、更新等に係る事業計画を策定し、公共施設及びインフラの適正な維持管理に努める。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ① 移住・定住

本町においては今後も人口減少が続くうえ、なお一層少子高齢化が進行することが見込まれ、さらに一貫して転出超過となっている。また、転出者の多くは若年層の町外への進学・就職によるものであり、I Jターンに関する施策はもちろん、一度つるぎ町を離れた人が戻ることができるよう、Uターンに関する施策の構築が重要な課題となっている。

本町には巨樹・巨木をはじめとした豊かな自然や山間地域独特の農山村文化があり、現在の社会情勢の影響や田園回帰の潮流の高まりにより、都会を離れ地方移住を希望する人も増えていることから、起業・創業、就農希望者など町外からの人材を積極的に受け入れるための環境づくりに取り組み、移住・定住の促進を図る必要がある。

#### ② 地域間交流

社会情勢の変化にともなった急速なオンライン化により、人々のライフスタイルや働き方は大きく変化している。リモートワークやWEB会議が定着し、「時間」や「場所」にとらわれないことなく仕事に取り組むことができるようになり、また、地方への関心の高まりから、移住まではせずとも「ワーケーション」や「二地域居住・多拠点居住」により様々な地域と関わりを持つようとする人が増えている。

本町においても、遊休施設や空き家を活用したサテライトオフィスやワーケーション施設、二地域居住のための施設などを整備し、都市住民との連携・交流を図り、本町と継続的かつ多面的な関わりを持つ「関係人口」の創出・拡大に取り組む必要がある。

#### ③ 地域の担い手となる人材の確保・育成

相互扶助などの集落機能が低下した理由には、人口減少とともに個人主義の浸透による地域の調整役であるリーダーの不在と存在感の希薄化が挙げられる。今後もお互いを思いやり、無理なく集落を維持していくためには、その地域の核となる人材の育成や地域間のネットワークが必要不可欠であり、重要な課題である。

### (2) その対策

#### ① 移住・定住

- 移住希望者への情報提供、支援制度の充実を図る。
- 空き家等の調査を行い、居住物件の確保に努める。
- お試し居住施設の活用による移住体験を実施し、集落と移住希望者のマッチングを行い、無理なく移住ができる仕組みの構築をめざす。
- つるぎ町に住んで良かったと思える人の割合を高めるための取り組みに努める。

#### ② 地域間交流

- 遊休施設や空き家を活用したサテライトオフィスなどの整備・誘致を推進する。
- オンライン配信サービスやSNSなどを活用し、つるぎ町の特産品、観光、イベント、その他行政情報などの発信に取り組む。
- つるぎのまちの応援隊会員との交流を促進し、会員数の維持に努める。

③ 地域の担い手となる人材の確保・育成

- ボランティア団体、住民活動団体、NPO団体の活動を支援し、組織の充実をめざす。
- 審議会や各種協議会に住民の参画を促し、住民と行政との協働意識を高め、民意が政策形成に反映される組織づくりをめざす。
- 住民の自主的な集落活動を強化するため、小さな拠点づくりを進めることにより、集落の再編整備や「地域おこし協力隊」、「集落支援員」制度を活用した人材の育成に取り組む。

**(3) 計画**

以上の対策を推進するための整備計画は、別表のとおり。

**(4) 公共施設等総合管理計画等との整合**

本計画では、「つるぎ町公共施設等総合管理計画」及び同計画の基本方針に基づき策定された各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ① 農林業

##### ア 農業

本町は急峻で狭隘な土地柄であり、農産物の生産効率が悪いため、農業収入だけで生活を支えることが難しく、兼業による農業経営者が80.5%を占める。耕種農家の主要作物は、養鶏業、畑地では果樹（柿、ゆず）の栽培が盛んで、平坦部では米を中心に野菜、豆類、芋類を組み分けた輪作体系をとっている。山間部では工芸作物（茶、山菜など）、高齢者や女性でも容易に栽培可能な菌床しいたけ、タラの芽等の施設栽培を行っている。

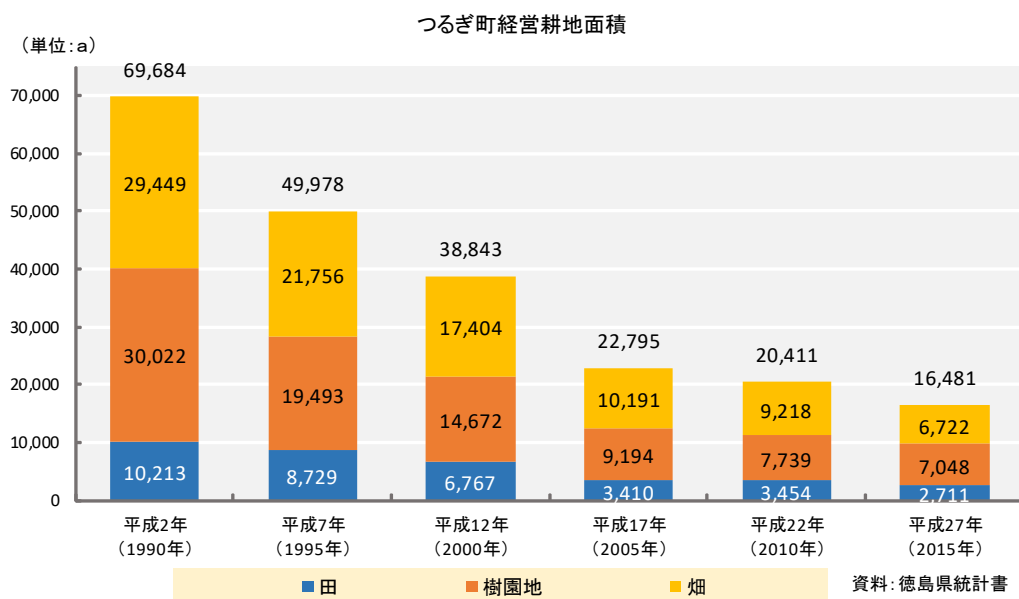
しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足に加え、農作物の低価格化や鳥獣による被害は農業経営の不安を増幅し、農業以外への転職や都市部への人口流出を加速させ、耕作放棄地の増加と担い手の不足を産む原因となっている。

こうした状況を踏まえ、本町の農業を維持発展させていくためには、今後も生産基盤や経営近代化のための施設整備に努め、美しい山村景観や環境の保全を図りながら、農村地域と都市部との交流を深めることにより、農業と観光、農産物の6次産業化など、複合的な生業をめざす。また、「世界農業遺産」認定地として、古くから継承された農業文化や在来希少種農作物の保護と活用を推進する。

表3-1 専兼業別農家数の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
農家戸数	1,907	1,582	1,323	1,304	1,174	927
兼業農家	1,366	1,115	1,171	1,118	995	746
専業農家	541	467	152	186	179	181
人口に占める農家戸数の割合	12.1%	10.8%	10.1%	11.1%	11.2%	10.4%
国勢調査人口	15,794	14,614	13,100	11,722	10,490	8,927

表3-2 経営耕地面積の推移



## イ 林 業

本町の森林面積は、16,727㌔で総面積の85.8%を占め、その内訳は国有林1,758㌔（森林面積の10.5%）、一般民有林は14,969㌔（森林面積の89.5%）となっており、スギやヒノキが植栽されている。しかし、林家の保有山林規模は小さく、森林面積規模に反して零細な林業経営となっている。

近年は、外材輸入に伴う国産材価格の長期低迷と、伐採までの長期間にわたる投資や林業従事者の高齢化などにより、植林地は手入れをされないまま荒廃が進んでいる。森林のもつ水源かん養能力や土砂流出の抑制、生態系の保全など、公益的な機能の維持と林家経営の意欲向上を図るためにも、建築資材や建築構造物としての木材の地産地消を促進するとともに、粗放的林野の整備ときめ細かな林道網の整備を行い、効率的な森林づくりと生産性の向上をめざす。

## ② 商工業

### ア 商 業

モータリゼーションの発達や道路交通網の整備、ライフスタイルの変化などを背景に生活圏域が広域化され、郊外型大型店舗や大型量販店へ購買主体が移り、商店街の商業力は著しく衰退している。また、携帯通信端末（スマートフォンなど）、インターネットを活用した購買形態も増加しており、本町の商業は今後さらに厳しい状況となることが予想される。

商業は町民への豊かな消費生活の提供という役割だけでなく、若者の定住を促す活気に満ちたまちづくりにも重要な役割を担う産業である。こうした現状や動向を踏まえ、商店街の活性化を図るため、空き店舗の有効利用や環境整備を進めるとともに、起業・創業の支援を積極的に行っていく必要がある。また、地域に密着した商店街活動や地域の特性・資源を生かし、経営基盤強化や人材確保にも努める。

他方、山間地における商店の減少や高齢化と後継者不在による廃業は、移動手段を持たない高齢者の生活必需品・食料・燃料等の安定的な確保を困難にさせることから、公共交通の充実や購買ニーズに柔軟に対応できる施策を実施する。

### イ 工 業

本町には小山北工業団地、第2小山北工業団地、第3小山北工業団地、江ノ脇工業団地、小野工業団地、松生工業団地、馬出工業団地の7箇所の工業団地がある。工業団地には、優良な製造業を中心とした10企業を誘致しており、徳島県西部の貴重な雇用の場として町内外から約860人が就労している。

既存企業については、半田手延べそうめん業者と行政の連携により、商品のPRと「つるぎブランド」としての半田手延べそうめんの全国展開を図っているが、地場産業においても家内工業的な零細事業所では高齢化による後継者不足が課題となっている。既存の町内企業は小規模な事業所が大半を占め、雇用吸収力も小さく経済情勢の変化に左右されやすい構造にあると言え、今後もこれら小規模事業者に対する支援と後継者育成に努めていく必要がある。

若者の定住を促進するためには安定的な雇用の場が必要であり、今後は第3小山北工業団地、松生工業団地、馬出工業団地への企業誘致による雇用促進や遊休地を利用した新たな工業団地の整備を進める。また、都市部の企業に対するサテライトオフィス誘致を推進し、交流や地元企業との連携による雇用の促進をはじめ、地域の活性化と地域産業の成長

をめざす。

### ③ 観光及びレクリエーション

モータリゼーションの進展や観光ニーズの多様化・国際化により観光客のあり方も大きく変化している。国内はもとより国外へも魅力を発信するため、今後さらなる創意工夫を凝らし、新たな視点で振興策に着手する必要がある。観光資源である土釜などの溪谷の見せ方や楽しみ方、町内に点在する巨樹・巨木等を活かすガイド育成をはじめとしたソフトの充実と、情報提供システムの構築などを同時に行っていくことが重要である。さらに、旧永井家庄屋敷、織本屋、二層うだつの町並みなどの歴史・文化的資源や半田そうめん、柿、茶、こんにゃく、阿波尾鶏などの特産品資源も豊富であり、本町を代表する資源として振興していく。

レクリエーション施設は、吉野川河川敷に芝生広場やパークゴルフ場を備えた貞光ゆうゆうぱーく、半田には四季の花々が楽しめる於安パーク公園が整備され、子どもたちや家族連れで四季折々に賑わっている。これらの観光資源をより多くの人たちに肌で感じ親んでもらえるよう、滞在型宿泊施設や温泉施設、公衆トイレなどの整備を行ってきた一方で、剣山スキー場を含め一部施設の老朽化も課題となっており、多角的な活用を含めた改善が求められている。

観光は、今後のまちづくりを牽引する戦略的な産業であり、他産業や文化などの振興との連携を図りながら、これらが有機的に結びつく観光開発が求められている。

今後は、観光産業に秀でた民間企業との連携などを検討しつつ、本町の優れた自然資源、歴史・文化的資源、特産品資源及びレクリエーション施設などを最大限に活かした特色ある滞在交流型の観光開発を積極的に推進し、観光を通じた地域の活性化を図るとともに、より一層の交流人口の拡大を目指す。

表 3-3 観光客入込数

	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年	平成29年	令和元年
剣山	88,220	60,085	66,578	45,431	56,620	58,592
パークゴルフ場	29,767	38,081	28,847	30,637	31,274	29,443
剣山木綿麻温泉	30,386	34,842	37,767	37,287	35,177	36,041
道の駅 貞光ゆうゆう館	225,193	227,028	227,090	226,944	222,879	205,691
土々呂の滝	5,160	5,010	4,544	4,105	4,087	3,831
土釜	5,170	6,164	5,551	5,549	6,380	6,347
旧永井家庄屋敷	7,813	7,643	10,744	7,840	7,051	3,532
二層うだつの町並み	6,900	9,604	18,118	12,642	11,107	2,404
合計入れ込み客数	398,609	388,457	399,239	370,435	374,575	345,881

## (2) その対策

### ① 農林業の振興

#### ア 農業

○産業として自立できる農業を確立するため、認定農業者、新規就農者、農業生産法人の育成を図り、優良農地の保全、経営規模の拡大と生産性向上に取り組む。

○高齢者や女性にも生産可能である軽量作物を中心とした少量・多品目栽培、乾燥技術を生かした薬草栽培を推進する。

- 関係機関や他産業との連携を深め、農産物の販路拡大と生産コストの削減を図る。
- 消費者ニーズに対応した付加価値の高い農産物の生産と、魅力ある地域特産品の開発などを推進し、特色ある農業を展開する。
- 農業近代化施設・流通販売施設等を適切に整備することにより、農業生産性の向上を図る。
- 地域資源を生かした産業の創出と、体験農業など観光を起点とした複合的な経営を推進する。
- 雑穀をはじめ在来希少種農作物の保護と活用を推進する。

## イ 林業

- 森林組合の機能・組織強化とともに、林業従事者の確保・育成のための支援に努め、適切な森林施業を推進する。
- 各種補助事業等の活用により、林業の基盤整備を推進する。
- 効率的な森林施業のため、計画的な林道・作業路網の整備を推進する。
- 木材の地元加工、地元消費の促進を図るとともに、間伐材の利用や未使用資源の有効活用に努め、地場資源による製品開発を推進する。
- 荒廃の進む森林環境を効果的に改善するため、森林環境譲与税を積極的に活用し、持続的維持・管理に努める。
- 高齢者や女性による菌床しいたけ、タラの芽の栽培やゼンマイ、ワラビなどの山菜生産を促進し、林業経営の安定を図る。
- 不安定な木材の需給バランスに応じて、林業経営のリスク分散化を図るため、バイオマスなど多様な木材利用に努める。

## ② 商工業の振興

### ア 商業

- 本町の特産品である「半田そうめん」、「ユズ」、「一宇大和柿の干し柿」、「半田あたご柿」、「阿波尾鶏」とともに、世界農業遺産認定にともない生産が拡大されている地域固有の雑穀等の販路拡大・ブランド化を推進する。
- 商工会と連携し、空き店舗の有効活用、起業・創業の支援を積極的に行い、商店街の活性化を図るとともに、観光や宿泊業と連携した商業振興を推進する。
- 地域の産業資源を活用した起業・創業を支援するため、優秀な技術者や起業家の育成・招へいなど、人材確保に努める。
- 地元商店の持つ生活支援機能の役割を踏まえ、高齢者等の購買ニーズに対応した事業展開を図る。

### イ 工業

- 既設工業団地への優良企業の誘致を推進するとともに、団地内の既存企業の新たな事業展開を支援する。
- 遊休地を利用した新たな工業団地の造成とともに、遊休施設を活用した、情報サービス業などをはじめとする様々な業種のサテライトオフィス誘致を推進する。
- 企業立地を推進するため、補助金など優遇制度の充実を図る。
- 「半田そうめん」をはじめとする特産品のPRを官民一体で推進し、地場産業の更なる発展を支援する。

### ③ 観光及びレクリエーションの振興

- 本町の豊かな自然環境や歴史文化などを最大限に活用し、健やかな心を育む自然体験や、癒しの場としての体験型・滞在型・通年型の観光を推進する。
- 観光交流を図るための人材育成を促進し、埋もれた資源や伝統芸能、伝統工芸などの掘りおこしを進め、観光資源としての活用を図る。
- 国定公園である剣山を中心とした巨樹・巨木などの観光資源、二層うだつの町並みなどの歴史的文化的資源、そうめん、こんにゃくなどの特産品資源、更には滞在型宿泊施設や自然公園を町内外に広く情報発信し、全ての産業の活性化につなげる。
- ユニバーサルデザインを取り入れ、高齢者や障がい者、外国人など全ての人に配慮した観光施設等の整備とともに、観光案内板・パンフレット等のソフト対策を充実する。
- 自然環境や景勝地の保全に努めるとともに、景観や環境に配慮した観光施設の維持管理に努める。

### (3) 計画

以上の対策を推進するための整備計画は、別表のとおり。

### (4) 産業振興促進事項

#### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
つるぎ町全域	製造業、旅館業、 農林水産物等販売業、 情報サービス業等	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日	

#### (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 上記(2)、(3)のとおり

#### (iii) 他団体等との連携

平成20年に、本町を含めた美馬市・三好市・東みよし町の2市2町により「にし阿波～剣山・吉野川観光圏協議会」を設立した。世界に通用するブランド観光地を目指し、広域的観点から国内外に向けた魅力ある観光地域づくりを促進するため、平成23年には「一般社団法人そらの郷」を設立、2泊3日以上体験型観光商品の開発や体験型教育旅行を斡旋するなど、にし阿波観光圏の観光コーディネートを担っている。

また、にし阿波地域に点在する山村集落は、耕作限界とも言える急峻で狭隘な耕地で築き上げられた独自の農業文化をもっている。この貴重な農法や文化は平成30年3月に「世界農業遺産」として認定され、今後は山間急傾斜地域の景観や文化を活かした観光、教育旅行の受け入れ、農家民泊の充実を図る。さらに、「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」での広域連携の強化を推進するとともに、日本版DMO (Destination Management [Marketing] Organization) の設立による観光マネジメントの強化充実を図る。

今後は、観光における連携のみならず、過疎地域における共通課題である各産業の活性



化、雇用の場の確保など、他市町村との広域的な連携による産業振興に関する取り組みを推進する。

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「つるぎ町公共施設等総合管理計画」及び同計画の基本方針に基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

##### ○観光・レクリエーション施設、産業施設

通常時の状態と異なる現象が生じていないか常に留意し、点検結果を踏まえた情報の共有と、適時適切な補修・更新等を行っていくことを基本として、徹底的な長寿命化を図る。また、公園遊具等の安全確保において、日常管理における点検が果たす役割は非常に重要であるため、児童遊園等の点検を実施したうえで、事故につながる恐れがある場合は適切な措置を講ずる。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

高度情報化の進展にともない、情報通信基盤の高速化・大容量化、スマートフォンなどの通信端末の普及により、情報通信技術は目覚ましい進歩を遂げている。これらは、社会経済活動や日常生活において必要不可欠な手段となっているが、地域格差・情報格差が大きい分野の一つでもある。

本町においては、ブロードバンド・ゼロ地域解消のため、町内全域へ光ファイバーケーブルを敷設し、ブロードバンド、光電話サービス、地上デジタル放送の視聴を可能としている。

地上デジタル放送への対策として、光ケーブルによるテレビ視聴と併せ、町内に難視聴対策のためのテレビ共同視聴組合が組織され、町が地上デジタル放送視聴のための新たな受信点等を整備し、共聴組合の幹線に接続することで地上デジタル放送を視聴できる環境を整備しているが、機器の老朽化により設備の更新が必要となっている。

携帯電話不感エリアは、町内に数カ所あり、通信事業者による整備が進んでいるが、受益戸数の少ない地域の対策が課題となっている。

現在、行政放送については光ケーブルを利用した告知放送システムを使用しているが、対応年数の経過により更新を行う必要性が生じている。また、当該システムは有線放送であるため、災害時には断線の恐れがあることから、新たな情報配信システムを構築し、両システムを情報連携させたいうで、町内幅広く確実に情報を伝達するシステムを確立する必要がある。

デジタル社会の形成が進められる中、地方自治体においても各種行政手続き等のオンライン化をはじめとしたデジタル化が急務とされている。今後はICT社会に対応した人材の育成に取り組むほか、住民の多様なニーズに応えることのできる住民視点に立った新たなサービスの提供と、それに必要な環境整備を行うことが求められている。

### (2) その対策

- 災害時における迅速な救助活動等につなげるための情報伝達と行政情報の提供方法として、無線を利用した連絡手段と光ケーブルを利用した双方向通信・データ通信を可能とするシステムの構築をめざす。
- デジタル社会に対応した人材を育成するとともに、そのためのIT人材の積極的な活用を図る。
- 誰もが分かりやすいホームページの作成に取り組み、まちづくりや日常生活に関する情報のさらなる発信に努める。
- 行政手続きや行政事務の電子化を推進し、電子申請、情報提供などのシステム化をめざす。

### (3) 計画

以上の対策を推進するための整備計画は、別表のとおり。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「つるぎ町公共施設等総合管理計画」及び同計画の基本方針に基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ① 道路整備

本町では、日常生活において自動車等の交通手段は必要不可欠であり、道路は生活基盤として非常に重要である。吉野川に沿って東西に走る国道192号線と、貞光川に沿って南北に縦断する国道438号が道路交通の主軸となっており、この国道から葉脈のように県道と町道が広がっているが、急峻な地形のため行き止まりが多く、災害時の迂回路としてループ化が必要となっているほか、産業や観光の振興を支える道路ネットワークの形成、通学路の安全対策の推進、高齢化社会に対する道路環境の向上が求められている。その反面、急峻な山間地域の道路改良にかかる費用は高額となるため、幅員の確保や道路の延伸がなかなか進まないという現実がある。

本町の農道や林道は、効率的・効果的な農林業経営の展開や、生産活動を通じた国土保全、水源のかん養、自然環境の保全など多面的な機能を有しており、また土砂流出による山間地域の孤立化対策など、防災上の観点からも整備を促進する必要がある。

表5-1 町道・農林道の整備状況

つるぎ町の道路状況

(単位：km)

区分		実延長 (a)	改良済 (b)	未改良	未改良区間のうち 自動車交通不可能 区 間 延 長	改良率 (b/a)%	未舗装延長
町道	4.5m以上	46.1	42.5	3.6	360.8	92.2%	364.3
	4.5m未満	687.7	119.5	568.2		17.4%	
	計	733.8	162.0	571.8	360.8	22.1%	364.3
農林道	5.5m以上	1.2	1.2	0.0	—	100.0%	—
	5.5m未満	83.9	81.5	2.4	—	—	—
	計	85.1	82.7	2.4	—	97.2%	—
合計		818.9	244.7	574.2	360.8	29.9%	364.3

※令和2年4月1日 つるぎ町道路台帳及び農林道台帳を集計

#### ② 交通手段の確保

本町の公共交通機関は、徳島県を東西につなぐJR徳島線、町内の幹線道路と山間集落を運行するコミュニティーバスである。JRは主に朝夕における学生の通学に、コミュニティーバスは住民の日常生活の交通手段として利用されている。

特にコミュニティーバスについては、高齢化による交通手段を持たない住民にとっての身近な交通機関として重要な役割を担っており、通院や日用品などの買い物を支援するために、各集落とまちの中心地域をつなぐコミュニティーバスの運行を充実させることは、生活に直結した重要な施策である。

また今後は、地域内で運行する全ての交通事業者をはじめ、行政、住民を含めた一体的な取り組みを実施し、「利用者が使いやすく、持続可能な公共交通体系の構築」をめざす。

表5-2 コミュニティーバス月別利用者数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成29年度	1,647	1,684	1,742	1,581	1,656	1,755	1,498	1,644	1,732	1,165	1,389	1,792	19,285
平成30年度	1,671	1,694	1,712	1,478	1,547	1,358	1,642	1,787	1,690	1,294	1,344	1,523	18,740
令和元年度	1,495	1,502	1,552	1,656	1,370	1,460	1,559	1,466	1,563	1,306	1,325	1,309	17,563
令和2年度	1,257	1,086	1,449	1,368	1,280	1,237	1,375	1,300	1,331	994	1,011	1,355	15,043

資料:コミュニティバス乗降調査

**(2) その対策**

## ① 道路整備

道路や橋りょう等については日常生活に直結した重要な社会基盤であることから、住民の安心・安全な生活環境を確保するための維持管理に加え、山間集落における不可欠な道路に関しては緊急性や整備の効果を勘案し、中長期的な視点に立った計画的な整備や補修対策を推進する。

また、農林道については、生産性の向上、農林産物や関係資材の効率的・効果的な輸送、流通体制の強化などを図るとともに、土砂流出防止や自然環境保全など公益的機能維持のため、整備を推進する。

○国県道の整備・改良を促進する。

○幹線町道路及び生活道路の未改良路線の計画的な整備と改良済みの路線の適切な維持管理に努める。

○生活関連道路は、地域の特性を踏まえた整備を進めるとともに、緊急車両等の進入が困難な道路の解消を図る。

○交通事故防止や災害時の安全な非難のため、道路の危険個所の改良や交通安全施設の整備を推進する。

○通学路等における交通安全対策をすすめる。

○街路樹の植栽や花壇の設置など自然と調和した道路、歩道やガードレール、街路灯などの整備に努める。

○町道の新設にあたっては、接続道路の整備状況をはじめ、その路線の機能や重要性等を勘案した道路網の整備を促進する。

○橋りょうの長寿命化を図るため、計画的な修繕を推進する。

○農林業生産の基盤となる農林道の整備の推進と、適切な維持に努める。

## ② 交通確保対策

○住民の身近な交通手段であるコミュニティバスの維持、充実を図る。

**(3) 計画**

以上の対策を推進するための整備計画は、別表のとおり。

**(4) 公共施設等総合管理計画等との整合**

本計画では、「つるぎ町公共施設等総合管理計画」及び同計画の基本方針に基づき策定され

る各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

○ 道路

構造物や設備については定期的な点検に加え、通常時の状態と異なる現象が生じていないか常に留意し、その点検結果を踏まえたうえで、老朽化が著しい区間・危険度の高い区間、施設の利用度の高い区間に優先順位を決め、更新・維持修繕を実施し、長寿命化を図る。

また、のり面崩壊、路肩決壊、舗装面のわだち、陥没の早期発見に努め、速やかな復元と適切な維持管理により住民の安全を確保する。

○ 橋りょう

定期点検要領等に基づき、近接目視点検とともに打音調査を行い、橋りょうの現状を細部まで正確に把握することに努め、得られた結果については適正に保管のうえ、将来の点検・補修計画の参考とする。

また、統合・廃止については、総コストを抑制する観点から、交通量の減少や周辺土地利用の変化、近隣橋りょうの有無、住民の要望等を踏まえたうえで検討を行う。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ① 水道施設

本町での上水道の普及率は、95.8%となっている。平野部と人口密集地域はほぼ普及しているが、山間地域の水道供給区域外では、地域住民が共同で飲料水供給施設を整備していたり、個人で谷水、湧き水などから自宅まで配水管を敷設し飲料水を確保している。そのため、水源と送水管は管理作業が必要となるが、高齢化が進んだ地域では管理自体が難しくなっており、衛生的で安定した水源水量の確保による供給が可能となるよう、対策を講じる必要がある。

#### ② 下水処理施設

本町の下水処理施設は、貞光太田地区の農業集落排水施設と貞光平野部の人口密集地に公共下水を整備しており、日本一の水質を誇る貞光川や吉野川の水質の保全に努めている。

公共下水道整備区域外の地区では家庭のトイレ水洗化と生活雑廃水処理のため、合併浄化槽の設置を促進しており、水質汚濁の防止に努めている。合併浄化槽で発生した汚泥等は、適正な処理を行うための対策を講じる。

#### ③ 廃棄物処理施設（ごみ処理）

ごみの排出は、生活水準の向上と社会経済の変化や消費の拡大等にもともない、量的・質的にも複雑多様化しているうえ、年々増加している。一般廃棄物については、本町と美馬市で設置する美馬環境整備組合（一部事務組合）において共同処理することにより、野焼きや自家処理による環境負荷への軽減を図っている。

また、処理施設の整備とあわせてごみの減量化に取り組み、収集にあたっては住民の協力によって、可燃物と不燃物との分別収集を実施し、資源ごみのリサイクルを推進している。今後は、さらに地域住民への環境問題に対する意識啓発を行い、総合的な環境対策の推進とともに、資源節約の視点から3R（Reduce、Reuse、Recycle）を推進し、循環型社会の実現に取り組む必要がある。

#### ④ 消防・救急施設

昨今頻発する集中豪雨や台風による被害の増加、突発的な大事故に加え、今後発生が予想されている南海トラフ巨大地震などの大規模災害から、住民の生命と財産を守るための危機管理体制の構築は、自治体の重要な施策の一つである。

本町の消防救急体制は、昭和44年に設立した美馬西部消防組合消防本部（常備消防）と、住民により組織された18の分団からなる消防団（非常備消防）で構成されており、お互いに連携を図りながら火災・災害の発生に備えている。しかしながら、設備の老朽化とともに団員の高齢化や町外勤務者の増加にもなった団員不足が課題であり、今後は施設の改修、機器材の更新、組織の編成替えや地域住民による自主防災組織との連携など、防災体制の見直しを図る必要がある。

現在、住民への災害発生情報の伝達体制については、告知放送システムを利用しており、災害発生時の迅速かつ的確な情報伝達を可能にしている。しかし、当該システムは有線放送であるため、今後は断線などの恐れがない新たな情報配信システムを構築し、より確実に安定した情報伝達体制の確立をめざす。

## ⑤ 公営住宅及び住宅環境

本町では、過疎対策の一環として若者や一般定住向け住宅など公的住宅整備を進めてきたところであるが、人口減少により山間地域には入居割合が50%を切る施設もある。今後は、需要の動向を見ながら、耐震化などの補強と除却を進める必要がある。

宅地整備については、平坦部が少ないことや地価が高額なことを要因として、他市町に転出する住民、特に若い世帯が多く存在する。このような若年世帯の町外流出を防止するための定住促進事業を実施し、地域の活性化と集落の維持を目的として、土地造成を進めながら住宅地の供給を行っている。今後は、環境や景観に配慮しつつ、多様化するニーズにあわせた宅地整備を行う必要がある。

また、山間地域だけでなく平野部においても利用予定のない空き家は増加しており、加えて独居高齢者の増加は、将来の空き家の増加の加速を予測させるものであり、その活用についても検討が必要である。

## ⑥ 鳥獣被害

本町においては、「つるぎ町鳥獣被害防止計画」に基づく被害防止対策事業により、イノシシ、ニホンジカについては一定の駆除実績を挙げている。しかし、近年、町内の広範囲においてニホンザルの目撃とその被害状況が確認されており、地域住民や農業者の営農意欲に多大な影響を及ぼしている。被害抑制をめざし、行政とつるぎ町有害鳥獣捕獲対策協議会、町内猟友会との連携のもと、有害鳥獣個体の効果的な駆除を図るとともに、集落・農林地等への侵入防止対策を講じるなど、継続的な対策が必要である。

## (2) その対策

### ① 水道施設

○未給水区域は山間部の小規模集落のうえ、隣家が点在しており、水源確保が困難で費用対効果が見込めない地域である。今後も引き続き、地域の実情にあわせた給水施設が整備できるよう取り組み、地域住民とともに未給水地区の解消に努める。

○安全で安定した給水を確保するため、施設の老朽化や災害時の対応、水質管理等を総合的に勘案し、計画的な施設の改修・更新に努める。

### ② 下水処理施設

○自然環境の保全と生活環境の向上を図るため、下水道への接続を促進するとともに、下水処理に対応していない地域にあっては、浄化槽整備に努める。

○既存施設については、日常的な点検・調査による計画的な改修・更新を行い、施設の長寿命化と将来的なコスト削減、予算の平準化を図る。

### ③ 廃棄物処理施設（ごみ処理）

○ごみの減量化やリサイクル活動を促進するため、省資源、再資源化に対する住民の意識啓発を図るとともに、ごみの効率的な処理を進めるための分別収集の徹底に取り組む。

○美馬環境整備組合によるごみ処理体制の強化と適切な処理を推進し、施設等の計画的な更新を図る。

○例年行われる「町内一斉清掃」をとおして、地域ぐるみの自主的な環境美化活動を積極的に推進し、環境に対する住民意識の高揚を図る。

#### ④ 消防・救急施設

- 各地区の設置済み防火水槽の総点検を進めるとともに、未整備地区や更新が必要な地区については、防火水槽、消火栓など消防水利の整備を促進する。
- 消防施設や消防資機材、消防車両、消防分団詰所については、適切な維持管理と計画的な整備に努める。
- 消防本部職員（常備消防）の持つ消防・救急に対するノウハウを学校や自治会等で講義することにより、自助・共助の観点から消防・救急活動に対する住民意識の向上を図る。
- 消防団員に対する消防教育を進め、団員の資質向上を図るとともに、団員確保に努める。そのうえで、消防本部との連携を一層強化し、自主防災組織の育成強化など防災対応能力の向上を図る。
- 地域コミュニティの組織力を活かした、自主防災組織の充実強化を推進する。
- 災害時の避難経路・迂回路確保のため、町道や農林道の整備促進、大雪等による倒木対策としての事前伐採など、孤立化対策に努める。

#### ⑤ 公営住宅及び住宅環境

- 老朽化した公営住宅のリフォームや立て直しを計画的に実施し、入居者の生活環境と住居環境の改善を図る。
- U I Jターンによる移住・定住希望者に向けた住宅の確保、改修を図るほか、若者向けの住宅用地の開発など、定住を促進するための住宅環境を整備する。
- 防災・防犯面による住居環境の整備改善を図るため、老朽化の著しい危険な不良住宅、空き家住宅、または空き建築物の除却に努める。

#### ⑥ 鳥獣被害

- 鳥獣による被害状況を的確に把握のうえ、地域農業者や関係機関等との連携を図り、駆除・防除のさらなる強化に努める。また、防護柵の設置等適切な対策を講じるとともに、ジビエ料理の開発など積極的な活用をめざす。

### (3) 計画

以上の対策を推進するための整備計画は、別表のとおり。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「つるぎ町公共施設等総合管理計画」及び同計画の基本方針に基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

#### ○ 水道施設

幹線管路や病院・学校・災害対応活動施設等の重要給水施設管路については、優先的に耐震性の優れた管路へ順次更新し、耐震化を積極的に推進する。

#### ○ 下水処理施設

法定・日常点検の適切な実施により、施設の劣化・故障を早期に発見し、構造躯体に与える影響の度合いや施設利用の安全性の観点から、適切な対応を図る。

#### ○ 消防・救急施設

消防分団詰所は地域の防災体制の中核的存在となっており、団員による日常点検を実施している。長期的活用が可能となるよう維持管理に努めるとともに、人口動向や公平性を考慮



したうえで、施設数の再編を検討する。

○ 公営住宅施設

老朽化した住宅施設は、計画的な修繕や維持管理を実施のうえ長寿命化を図り、老朽化が著しい施設の更新については、人口動向等を考慮し慎重に検討する。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ① 子育て支援

未婚・晩婚化などの影響により全国的に急速な少子化が進行するなか、本町においてもその傾向は著しく、昭和63年の116人であった出生数は、平成30年には31人まで激減している。核家族化や女性の社会進出による共働き世帯の増加、就労形態の多様化が進む中、低年齢児保育や長期休業期間中の学童保育など、子育て環境に対するニーズは拡大かつ多様化している。また、ひとり親世帯や近隣関係の希薄化により育児不安を抱える母親も増えつつあり、関係機関との連携によるそれぞれの家庭に適した支援体制の充実が求められている。

このような状況の中、本町においては、次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、また子育て家庭が安心して子育てと仕事との両立を図ることができるよう、妊娠から出産、育児まで継続した支援を行い、地域の宝である子どもたちを、保育所、幼稚園、家庭、地域、行政が一体となった、社会全体での子育て支援体制を構築する必要がある。

表7 つるぎ町と徳島県の出生者数と婚姻件数の推移

区分		昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
徳島県	出生数	8,761	7,388	7,255	6,556	5,893	5,666	4,998
	婚姻数	4,325	4,307	4,378	4,054	3,776	3,426	2,910
つるぎ町	出生数	116	129	90	84	46	44	31
	婚姻数	74	69	56	40	55	38	22

#### ② 高齢者福祉

本町における高齢化率は全国よりも速いスピードで進行しており、すでに40%を超え、将来は50%近くまで上昇すると予想されている。

より一層の高齢化が進むと想定される状況下において、核家族化の影響から高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者世帯が増加しており、特に山間地域においては在宅での生活や介護に対する不安解消に向けた取り組みが必要となっている。本町では、高齢者福祉計画とエイジング・イン・プレイス（高齢者が老いても、その場所に住み続けること）の理念に基づき、重度の介護状態となっても住み慣れた地域や家庭で自らが望む生き方を選択できるよう、地域の実情に沿った「地域包括ケアシステム」の構築に努める。

さらに、高齢者が生まれた地域で安心して生活が営めるよう、美馬西部特別養護老人ホーム（一部事務組合）、西阿老人ホーム（一部事務組合）、保健センター、デイサービスセンターなどの施設整備を行い、高齢者福祉施設の充実を図っている。今後も引き続き、満足度の高い介護福祉サービスが受けられる環境づくりを進めるとともに、住民と行政が一体となった福祉体制の充実を図る。

また、高齢化社会を健康に恵まれ、豊富な経験と豊かな知識、状況に応じた判断力を備えた人々が増加する成熟した社会として捉え、生産活動やシルバー人材センターへの登録、趣味、学習活動の場、ボランティア活動など、高齢者の豊かな知識や経験が活かされ、高齢者が社会を支える一員として積極的に社会参加できる条件整備を促進していく必要がある。

### ③ 障がい者福祉

本町では、ノーマライゼーションの理念に基づき、「第3次障がい者基本計画」と「つるぎ町第6期障がい福祉計画」、「第2期障がい児福祉計画」を策定している。障がいの有無にかかわらず誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる社会の実現に向け、障がいのある人が生活するためのサービスの充実や施設入所から地域生活への移行と働く場の確保を推進する。また、自立した日常生活や社会生活を営むためのサービスの充実と各種ニーズに対応した相談支援体制の構築をめざす。

今後も引き続き、教育、雇用、社会参加、保健、医療、福祉といった幅広い分野での取り組みを総合的に進めていく一方で、住民と行政が一体となり、その介護にあたる家族の負担軽減につながる環境づくりに努める。

### ④ 健康づくり

本町においては「健康つるぎ21」を策定し、多様なライフスタイルを背景とする生活習慣病やがんなどを含めた様々な疾病の発症・重症化の予防と、日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる「健康長寿」の実現をめざし、各種検診や特定保健指導、健康相談などの保健事業に取り組んでいる。また、身体健康と同様に社会生活を営むうえで重要な心の健康づくりへの支援対策も含め、住民自らが生涯にわたり健康づくりに取り組める体制の充実を図る。

## (2) その対策

### ① 子育て支援

- 各種健康診査の充実を図り、妊娠早期から出産・育児に至るまで一貫した健康管理の保健サービス充実をめざす。
- 保育ニーズにあった保育サービスの充実と安心して通所できる保育施設の整備、保育士の資質向上、入所児の減少に伴う効率的・効果的な保育所運営に努める。
- 質の高い豊かでのびのびとした幼児教育の実現のため、教職員の指導力向上を図るとともに、幼稚園の施設整備・環境の充実を促進する。
- 保育所・幼稚園の運営方法や組織全体の見直しを行い、幼児教育環境の整備促進と教育内容の充実を図ることをめざし、認定こども園の開設を検討する。
- 保育サービスの充実と子育てをする親同士の交流の場づくりや子育て情報の提供のほか、子育て支援拠点事業の充実強化、住民同士の支え合い意識の醸成に努める。
- 安全で安心して預けることができる、多様な体験・活動を行うことを目的とした、放課後児童クラブ等の充実を図るとともに、施設整備に努める。
- 子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、適正な保育料の設定、高校卒業までの医療費の助成を行う。
- 子育て等の悩みについての相談を中心に、相談内容の検討や他機関との連絡、調整等を行うなど、相談支援体制強化に努める。
- 感染症等の疾病を予防するため、予防接種の接種率の向上をめざす。
- 障がい児については障がいの程度に応じた、きめ細かな障がい児保育の推進を図る。
- 地域に開かれた保育事業を推進するため、老人福祉施設訪問等世代間交流や地域における異年齢児交流、郷土文化伝承活動等を推進し、将来を支える思いやりのある児童の育成に努める。

○ひとり親家庭の社会的、経済的自立を促進するため、各種援護制度の周知、活用を推進するとともに、悩みごと相談など支援体制の充実を図る。

## ② 高齢者福祉

- 地域包括支援センターを拠点とし、関係機関との連携による、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が不安なく安心して、身体機能が低下しても自立した生活が可能となるよう、高齢者にやさしい住宅への改造・改修を推進する。
- 相互扶助の低下やコミュニティの維持が困難な集落について、空き家や休止している公共施設などを利用した高齢者向け住宅などの整備により、既存の集落にとらわれない「福祉視点からの新たなコミュニティ」の形成を検討する。
- 地域の民生委員児童委員、老人クラブ会員、新聞配達店、移動販売業者、郵便局配達員等官民連携のもと、ひとり暮らし高齢者への声かけや安否確認、福祉意識の高揚、安心感の提供、生活支援等の見守りネットワークの充実を推進する。
- 老人クラブの育成強化を図り、学習やスポーツ、ボランティア、趣味、旅行など生きがいのある活動の場の提供と、友愛訪問や保育所・幼稚園・小学校等との交流活動を促進する。
- シルバー人材センターなど、高齢者が長年培った豊かな経験と技術を活かした就業が行える環境づくりを推進する。
- 在宅福祉サービスが総合的、体系的に提供できるよう、地域ケア会議のサービス調整機能の充実強化に努める。
- ひとり暮らし高齢者の緊急事態に迅速に対応するための体制強化に努める。
- 介護保険制度に基づき、要介護者へのきめ細かいサービスの提供と、在宅の虚弱老人や家族の要望の把握に努め、適正で効果的な在宅福祉の充実と施設の整備を図る。
- 認知症の正しい理解を広める普及啓発を行うとともに、地域密着型サービスである認知症対応型共同生活介護（グループホーム）やデイサービスの充実を図る。
- 認知症高齢者や家族に対する相談・支援体制を充実し、関係機関が連携して、地域において適切な医療や介護サービスが提供できる体制づくりを推進する。

## ③ 障がい者（児）福祉

- 障がいのある人が自立して社会生活を送ることができるよう、公共的施設の整備を推進するとともに、個人住宅についても、バリアフリー化など障がい者（児）にやさしい住宅建築を促進するための支援等情報提供体制を構築し、住みよい環境づくりを推進する。
- 障がい者が健常者と同等の地域社会の中で、就労の場の確保や社会参加ができるよう共同作業所等の施設に対し、必要に応じて施設の整備、運営の支援を行う。
- 障がいのある子どもとその家族には、乳幼児期から学校を卒業するまで一貫した支援体制の充実を図るとともに、その特性に応じた適切できめ細やかな教育を受けるための教育課程の編成と教育内容や方法の改善、また、教員の専門性や指導力向上に努める。さらに、教育の場における障がい者との交流促進など、総合的な教育施策、生涯学習施策の充実を図る。
- 在宅障がい者の支援については、社会福祉制度の活用や保健師、ホームヘルパー、地域ボランティアによるきめ細かな在宅福祉サービスと通所者が快適に過ごせる施設環境を整備する。

○障がい者（児）に対する理解や共感を深めるため、正しい知識の普及、啓発に努め、障がいのある人が地域の中で安心して暮らせるよう、NPOやボランティア団体など住民の積極的な参加を支援する。

#### ④ 健康づくり

○町民の健康づくりの場として、保健センターの機能充実、施設整備を図る。

○各種健診の受診率向上を図るため、未受診者に対する支援を行い、疾病の予防や早期発見に努める。

○「健康つるぎ21」に基づく事業の推進に努め、住民自らの健康管理に関する意識向上と地域における健康づくりを推進する。

○病原性や感染力の強い新たな感染症について、国や県と連携した危機管理と予防対策に努める。

### (3) 計画

以上の対策を推進するための整備計画は、別表のとおり。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「つるぎ町公共施設等総合管理計画」及び同計画の基本方針に基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

#### ○保健・福祉施設

法定・日常点検の適切な実施により施設の劣化・故障を早期に発見し、構造躯体に与える影響の度合いや、施設利用の安全性の観点により、適切な対応を図る。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

長寿命化と生活習慣病の増加にともない、医療ニーズは多様化・高度化し、保健サービスの充実と地域医療の役割が変化している。各種健診や健康指導による健康づくりをはじめ、かかりつけ医制度の定着と在宅医療の推進、さらに終末期医療も含めた包括的医療が展開されるよう、関係機関が相互に連携した体制整備が求められている。

本町における医療は、町立半田病院を美馬市と美馬郡（旧美馬郡）の医療圏域において唯一の公立病院として運営し、地域医療の中心的な役割を果たすとともに、高度専門医療、救急医療、へき地医療、小児医療、周産期医療、災害医療などの政策的な医療を担い、町民が必要とする医療の提供に大きな役割を果たしている。また、行政や各関係機関等との連携により、積極的に地域における保健活動にも取り組んでいる。

その一方で、新臨床研修医制度の影響による医師の地域偏在や、慢性的な医師不足が深刻な問題となっており、今後も引き続き、医師の確保とともに疾病構造の変化による医療ニーズへの対応と、住民への安心・安全で質の高い医療を提供し続けるための健全経営、病院施設や医療機器の充実、医療技術の向上、医療人材の育成についても継続的に取り組む必要がある。

救急患者の搬送については、美馬西部消防組合（一部事務組合）において行われているが、山間地域である本町はへき地が多いため、搬送時間の短縮に向けた道路網の整備が重要な課題となっている。

表 8 市町村別出生数とつるぎ町立半田病院の分娩数

(単位:人)

自治体名・団体名		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
出生数	徳島県	5,622	5,393	5,225	5,045	4,582
	吉野川市	284	252	256	237	206
	阿波市	221	217	217	207	146
	美馬市	186	169	163	158	142
	三好市	132	124	118	103	96
	つるぎ町	39	40	34	32	29
	東みよし町	107	109	86	100	103
分娩数	つるぎ町立半田病院	509	461	418	411	361

### (2) その対策

- 地域住民が生涯にわたり、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築をめざす。
- 中核をなす病院機能充実のため、医師をはじめとする看護師や医療従事者の人材確保を目的とし、引き続き労働環境・住環境の整備等を図る。
- 医療の高度化に対応するため、新たな医療設備の整備をはじめ、現存する医療設備・機器・電子カルテシステム等においても修繕・更新を順次行う。
- 従来より取り組んでいる救急医療、へき地医療支援、小児医療、周産期医療、災害医療に在宅医療を加え、個別具体的な検討を行い、地域の医療機関の機能分担と連携により、住民にとって必要な医療を切れ目なく提供する体制の構築を図る。
- 住民へ安定した医療を提供するため、町立病院の経営健全化に向けた取り組みを充実する。

- 生涯にわたる健康づくりを推進するため、疾病予防健康診断を実施のうえ健康管理システムを有効活用し、計画的・効率的な健康づくり活動に努める。
- 乳幼児や妊産婦の健康管理を徹底し、教室、相談等を通じて母子保健の正しい知識の普及と実践意欲の高揚を促進する。
- 生活習慣病予防のため、健診体制の充実に努めるほか、健診受診後の健康教育や健康相談を通じて啓発活動を推進するとともに、生活習慣上の危険因子などについて十分な情報提供を行い、住民の自主的な生活習慣の改善を促す。
- つるぎ町保健センターを中心とし、連携を図りながら、あらゆる年齢階層に応じた健康づくりに関する地域密着型事業を推進する。

### (3) 計画

以上の対策を推進するための整備計画は、別表のとおり。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「つるぎ町公共施設等総合管理計画」及び同計画の基本方針に基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ① 学校教育

本町の児童・生徒数は少子化の影響により、全国的な過疎地域の傾向と同様に、減少の一途を辿っている。今後もさらに児童・生徒数の減少は続くものと思われるが、少人数だからこそ可能となる本町らしい教育制度の充実が重要である。

本町の学校教育施設は、令和2年度学校基本調査において、小学校3校、中学校2校となっており、それぞれ恵まれた自然環境に包まれて、のびやかな教育活動が行われている。しかし、子どもたちを取り巻く環境は急速に変化しており、これからの社会を生きていくための確かな学力、豊かな心とバランスの取れた体力を持ち合わせた健やかな子どもたちを育むために、学校と家庭はもちろんのこと、地域や行政も連携して子どもたちを支える教育環境の整備が求められている。

学校施設等においては、一部を除いた小中学校の老朽化は著しく、生徒の安全と良好な教育環境の確保は当然のことながら、災害時における緊急避難場所等としての役割も持ち合わせていることから、各校とも適切な改修・整備が必要となっている。また、GIGAスクール構想によりICT機器の整備を推進し、子どもたちに多様な学習機会を提供することで、コミュニケーション能力や情報関連能力の向上を図る取り組みを進める。

学校給食については、本町と美馬市の広域行政組合であった美馬西部学校給食センター組合（一部事務組合）が平成31年3月末日をもって解散し、本町単独におけるつるぎ町学校給食センターを設立、一括調理のうえ、各幼少中学校に配送を行っている。しかし、美馬西部学校給食センター組合の時代から使用している給食配送車の老朽化にともない、今後さらに経年劣化による故障等が予想されるため、更新の必要性が生じている。

表9-1 小中学校の児童生徒数の状況

	小学校				中学校			
	学校数	学級数	児童数	教員数	学校数	学級数	生徒数	教員数
半田地区	1	8	104	17	1	4	53	16
貞光地区	2	11	146	28	1	6	108	22
一字地区	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	19	250	45	2	10	161	38

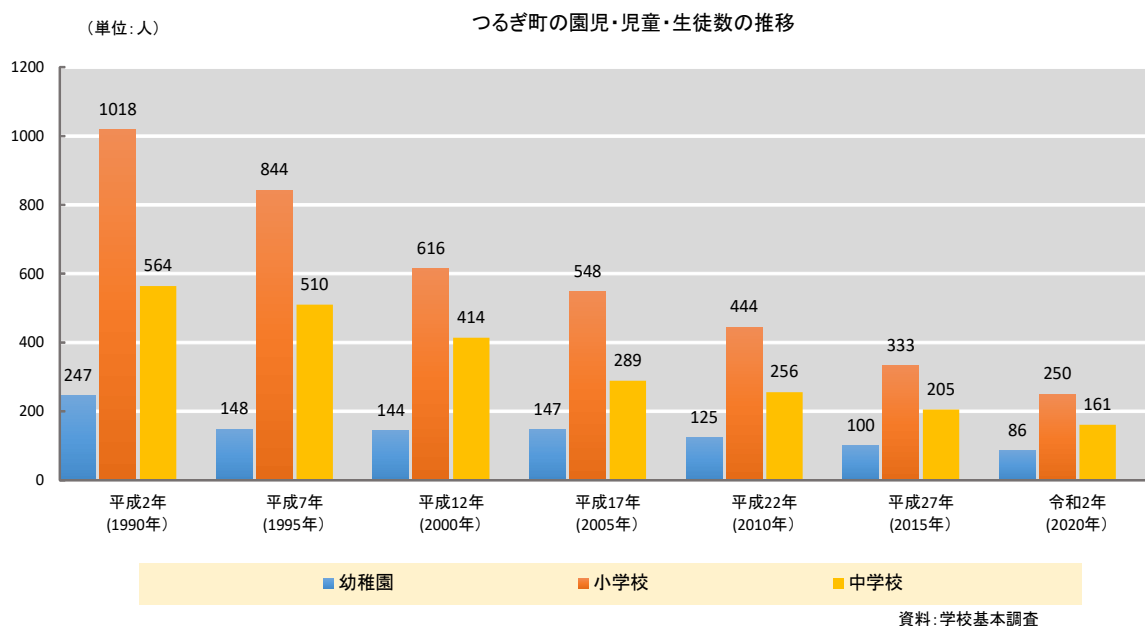
令和2年度学校基本調査

※学級数には特別支援学級も含む

※教員数には学校事務員、校務員も含む



表 9 - 2



## ② 人権教育

明るく開かれた地域社会づくりを進めるには、差別と偏見のない社会を築くことが重要であり、それぞれ個人の価値を尊重し、すべての人の権利が守られるよう、一人ひとりの意識の高揚が求められている。

しかし、現実の社会においては、様々な場面で人権を侵害されることがあり、自由な活動や生き方の選択を妨げる要因となっている。さらに、いじめや子どもへの虐待、パートナーからの暴力など、人権を無視した新たな社会問題も発生しており、今後も引き続き心理的差別解消のための啓発、教育に取り組み、あらゆる差別問題の解消をめざす人権教育を積極的に推進していく必要がある。

## ③ 社会教育

情報化と国際化の進展、価値観の多様化など社会情勢が急速に変化する中、年齢や性別にとらわれずいつでも自由に楽しみながら学べる機会として、生涯学習に対する住民のニーズは高まっている。

各地域の生涯学習の拠点としては、公民館、各集会施設、休廃校舎施設等があり、学習機会の提供や世代間交流、生涯学習の推進や地域活性化のための活動を展開している。

今後は住民一人ひとりが生涯にわたり、芸術、文化、スポーツ、国際交流活動などに親しみ、心身ともに充実した生活が送れるよう、子どもから高齢者まであらゆる世代が学べる総合的な学習環境づくりをめざすとともに、住民ニーズに応えられるよう生涯学習関連施設の整備・充実を図るとともに、指導体制の強化、講座の充実などに努めていく必要がある。

#### ④ 社会体育

スポーツは、人生をより豊かに充実して生きるための手段のひとつとして、身体を動かすという人間の根源的な欲求に応えるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的充足感をもたらすという重要な効果がある。本町には、スポーツセンター、テニスコート、屋内外ゲートボール場、パークゴルフ場（吉野川河川敷公園）等が整備され、子どもから高齢者まで、年間を通して利用できる施設整備が図られている。また、一部の小中学校のグラウンドには夜間照明を設置し、地域住民に一般開放することで、野球、サッカー、ソフトボール等のナイター利用も可能となっている。スポーツ施設については、老朽化した施設の改修等が課題となっており、また、休廃校舎等を使用して、スポーツ活動はもちろん、コミュニティ活動の拠点としても重要な役割を果たしているため、今後も引き続き拠点施設の改修、環境の充実を図る必要がある。

また本町は、スポーツ少年団やつるぎ町総合型スポーツクラブ「くらぶつるぎっこ」の活動を盛んに行っており、気軽に健康づくりやスポーツ等を行うことにより交流の場をつくることを目的として、それぞれ意欲的な活動を続け成果をあげている。

今後、さらに幅広い世代の住民が、自分の能力にあったスポーツを気軽に楽しむことのできる生涯スポーツ社会をめざし、より多くの競技種目の導入・普及を図るとともに、スポーツ・レクリエーション活動の促進と青少年健全育成のために、体育指導員制度の充実や指導者の養成など、人材を確保していくことが求められている。

### (2) その対策

#### ① 学校教育

- 学習に対する積極性を養い、「確かな学力」と「思考力」を育成するとともに、道徳教育や人権教育の充実を図り、命の大切さや思いやりの心を醸成する。
- 児童・生徒の安全と良好な学習環境の確保を図るため、校舎、学校施設、空調設備等の整備を推進する。
- 児童・生徒のボランティア活動を推進し、思いやりの心を持てるような福祉教育を充実するとともに、地域行事に積極的に参加するなど、地域との連帯を深める。
- 児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理を図るため、警察等と連携した防犯体制を確立するとともに、児童・生徒自身が日常生活における危険を予測し判断できる力を育成する、安全教育に努める。
- 特色ある学校づくりを推進するために、課外授業や国際交流に積極的に取り組み、命の尊さ、自然のすばらしさ、異文化とのふれあいなどの体験学習に取り組む。
- 遠距離通学者への対策を講じる。
- 食育を通じて正しい食習慣を身につけるとともに、地域農業への理解と関心を深める取り組みを進め、地元食材を使用した安全で安心な学校給食を提供する。
- 外国語教育の導入をはじめ情報通信技術（ICT）を活用しコミュニケーション能力や情報能力の向上を推進する。
- 「つるぎ町教育振興計画（大綱）」を基本として教育と学術及び文化振興を推進する。
- 地域住民が一体となって次代を担う子どもたちの人間形成を進めるため、地域、学校、家庭が連携して教育環境づくりに努める。
- 世代間交流や幼児期からの郷土芸能、郷土誌教育に取り組むなど、家庭や地域社会における教育力を重視し、社会全体で子どもたちの豊かな感性、人格形成に取り組む。

## ② 人権教育

- 人権教育研修会や人権教育講演会への地域住民の積極的な参加を働きかけるとともに、人権教育の啓発活動を行政と地域住民が連携して強力で推進する。
- 教育現場においては、保育所、幼稚園、小中学校、高等学校等との連携を図り、一貫した人権教育の推進に努める。
- 子どもから高齢者まで、お互いを尊重し、多様な生き方を認め、人を思いやる心を醸成するため、あらゆる機会を通じて人権教育を行うとともに指導者の育成に努める。

## ③ 社会教育

- いつでも、どこでも、だれでも、学び活動できるような学習カリキュラムの開設と環境整備を図りながら生涯学習の推進に努める。
- 休廃校となった、幼小中学校の空き教室を地域に開放し、生涯学習の場として整備・活用を図る。
- 老朽化した公民館等の施設を整備・充実することで、住民の幅広い学習活動を支援する。
- 生涯学習に必要な知識・経験が豊富な指導者の確保と人材育成を図るとともに、生涯学習に活用可能な図書や施設の充実に努める。
- 学習機会の拡充のため、生涯各期に応じた魅力ある講座等の充実に努める。
- 国際化の進展に対応するため、ICTを活用した海外への情報発信や交流事業について検討する。
- 社会教育団体である文化協会や体育協会、婦人会などの活動支援及び研修環境の整備により、家庭教育の振興や社会教育活動を推進する。
- 余裕教室等を活用して放課後の子どもの安全・安心な居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、多様な学びや体験活動を推進する。
- 「地域未来塾」を設置し、中学生を対象とした学習支援体制を推進するとともに、学力の向上を図る。

## ④ 社会体育

- 体育協会の組織強化のため、埋もれた人材を発掘・確保し、組織の自立を図り、自主的な活動を支援する。
- 高齢期における健康の維持と余暇時間の有効な活用を図るため、スポーツ活動を推進し、健康、趣味、心身の鍛練など目的に応じた指導者の配置と確保に努める。
- 児童・生徒を対象としたスポーツ少年団指導者の育成と確保充実に取り組み、少年期のスポーツの振興を図る。
- 町民が安全で快適にスポーツ・レクリエーション活動を行える環境を維持するため、既存スポーツ施設及び備品の整備に努める。
- 町民の心身の健全な発達と明るく活力ある生活の向上を図るため、各スポーツ団体の活動の支援、多くの町民が参加できる各種スポーツ大会の開催等、スポーツ・レクリエーションの振興に努める。

### (3) 計画

以上の対策を推進するための整備計画は、別表のとおり。

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「つるぎ町公共施設等総合管理計画」及び同計画の基本方針に基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

##### ○学校教育施設

長期的な視点による効率的な維持管理を行い、予防保全の考え方により計画的に修繕等を実施のうえ、施設の長寿命化を図るとともに学校規模の状況、児童・生徒数減少の動向、地元への影響等、諸条件を総合的に判断し、安全で快適な教育環境の整備を推進する。

##### ○学校教育施設（休廃校施設等）

老朽化が著しい廃校舎は計画的に取り壊しを検討し、地域・集落の核となっている休廃校舎は、集落の集会や緊急避難場所として活用できるように維持管理を実施する。また、条件等がそろえば民間業者への貸出し等を積極的に進める。

##### ○社会教育施設

施設の定期点検を適切に推進する。現況調査を行い、施設の劣化状況を把握、修繕方法や実施時期を検討し、計画的に修繕・更新を実施することにより長寿命化を図る。また、利用者との連携を図り、施設整備における安全確保に努める。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本町は、旧町村を単位として、貞光、半田、一字の3地区に区分され、集落（行政区）は広範囲にわたっている。各集落には駐在員（地域世話人）が配置され、町行政に対する協力体制が敷かれている。山間部では急峻な斜面に家屋が点在し、河川沿いの僅かな平野部に家屋が集中しており、それぞれの集落が形成されている。

かつては、集落ごとに文化や生活習慣を共有するなど、暮らしを支えあって生活が営まれてきたが、著しい人口減少と高齢化により、町内180集落のうち約8割が限界集落、または準限界集落となっており、そのうち6集落が消滅可能性集落となっている。10年後には、消滅集落や消滅可能性集落が増加することが予想され、地域コミュニティ、特に山間集落の駐在員の確保と集落機能や自治機能の維持が課題となっている。

今後は、集落の現状や住民の意向を踏まえ、生活の基盤となる施設整備とともに、定住対策や日常的な交通手段の確保など、集落の維持・活性化に向けた取組みを推進する必要がある。

### (2) その対策

- 住民の移住・定住対策として、空き家や空き店舗の調査を行うとともに、支援制度や情報提供体制、定住促進団地の整備を推進する。
- 小さな拠点づくりを進め、住民の自主的な集落活動の強化を図り、集落の再編整備や「地域おこし協力隊」、「集落支援員」制度を活用した人材の育成に取り組む。
- 空き家や遊休施設などを活用し、既存の集落にこだわらない、防災面も含めた福祉の視点からのコミュニティを創造する、高齢者向け住宅等の整備を検討する。

### (3) 計画

以上の対策を推進するための整備計画は、別表のとおり。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「つるぎ町公共施設等総合管理計画」及び同計画の基本方針に基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 1 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

本町は古くから文化・芸能を愛する土地柄であり、つるぎ町文化協会が中心となって多様な文化芸術活動が行われている。これらの自主的な活動を育成・支援し、地域の個性や独自性を生み出すことは、町民の一体感を高める重要な要因となり得る。今後も引き続き文化の薫り高いまちづくりをめざし、文化団体と連携の基、優れた芸術文化に接する機会を提供する。

本町には、歴史的・学術的にも価値の高い史跡、二層うだつの町並み、建造物や巨樹・巨木といった、国指定、県指定の天然記念物が豊富であり、観光資源として活用されている。山間地域においては、過酷な環境から生まれた農法や農山村文化が「世界農業遺産」に認定され、文化的な価値の再認識とこれを継承する取り組みが進められている。

このように、本町には有形、無形の貴重な文化財が数多く残されている。これらの文化財は優れた地域文化の創造と発展の基礎となるものであり、既存文化財の保護や文化財指定の促進、埋蔵文化財の調査を積極的に推進していく必要がある。

また、地域の歴史的、文化的遺産や伝統芸能は世代間交流や地域間交流、町おこしの一環を担ってきたが、文化団体構成員の高齢化や若年層の町外流出による後継者不足が課題となり、保存や継承に影響するばかりでなく、新たな地域文化を創造する気運も失いつつある。このため、高齢者の社会参加を促すとともに、次代を担う小、中学生の育成を図り、文化活動の積極的な支援に努める必要がある。

今後は、本町の貴重な文化遺産を住民一人ひとりが大切に保護する意識を高め、様々な活動に取り組むことができる環境づくりをめざす。

### (2) その対策

- 地域に根ざした伝統文化、祭り、民俗芸能の担い手の育成と郷土愛を育み、保存、継承に努め、新たな地域文化の創造を図る。
- 文化芸術の発表、鑑賞機会の充実を図るとともに、それらの発表、鑑賞の場となる文化関連施設の整備、充実に努める。
- 全国的にも珍しい二層うだつを中心に、町並みの保存、修景事業を実施するとともに、その他の文化財についても、案内板や説明板の設置等周辺整備に取り組み、適正保護を推進する。
- 各種芸術、文化活動への支援を図り、文化祭や展示会の開催、創作活動の促進により、地域文化の啓発と活発化を図る。
- 地域に埋もれた文化遺産については、発掘、調査に努め、有形、無形を問わず記録・保存に努める。

### (3) 計画

以上の対策を推進するための整備計画は、別表のとおり。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「つるぎ町公共施設等総合管理計画」及び同計画の基本方針に基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 12 再生可能エネルギーの利用の促進

### (1) 現況と問題点

私たちの生活や産業活動に「エネルギー」は欠くことができない存在であるが、世界的なエネルギー消費量の増加にともない、温暖化をはじめとする様々な環境問題が地球規模で発生している。さらに日本においては、東日本大震災以降、温室効果ガスの排出量は増大しており、環境に配慮した再生可能エネルギーの普及・拡大が求められている。

本町においては、防災拠点や避難所となる町内数か所の公共施設に太陽光発電設備を設置し、災害時に停電が発生した際の電力確保に努めている。

また、し尿処理については、本町と美馬市で設置する吉野川環境整備組合（一部事務組合）において共同処理を行っているが、現施設の経年劣化、合併処理浄化槽の普及に伴う浄化槽汚泥混入率の増加等への対応が必要となっており、新施設の整備を進める予定である。

今後は日本が目指す脱炭素・省エネルギー社会の実現に向けた温室効果ガスの排出削減や、環境への影響が少ない循環型社会の実現に向けた廃棄物等の抑制に取り組み、再生可能エネルギー利活用を促進するための施設等の整備を図る必要がある。

### (2) その対策

- 公共施設における省エネルギー対策を推進する。
- 公共施設における太陽光発電等の再生可能エネルギー、公用車のクリーンエネルギー自動車の導入などを検討する。
- SS過疎地問題対策と、グリーン社会の実現に向けた電気自動車等普及のため、電気自動車充電スタンドの整備を図る。
- 地域環境改善や森林機能の保持のため、稲わらや未利用木材など、バイオマス資源の利活用を検討する。
- 吉野川環境整備組合によるし尿処理体制の強化と適切な処理を推進するとともに、処理過程で発生する汚泥を助燃材化し、再生可能エネルギーとしての活用に取り組む。
- 住民や事業者への普及・啓発活動に取り組む。

### (3) 計画

以上の対策を推進するための整備計画は、別表のとおり。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「つるぎ町公共施設等総合管理計画」及び同計画の基本方針に基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

### 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

#### (1) 現況と問題点

##### ① 地籍調査

限りある土地の有効活用と保全を図るため、本町では、昭和52年より地籍調査を実施している。令和元年度末までの調査済面積は123.40km<sup>2</sup>となっており、計画調査面積172.63km<sup>2</sup>の71.48%が完了している。

調査残面積は49.23km<sup>2</sup>であり、その大部分を山間部の急峻な地域が占めているうえ、土地所有者の高齢化や転出などの理由から境界の立会も困難な状況であるため、早期完了に向けた計画的な事業推進が必要である。

##### ② 基金の積立

本町の人口は減少の一途をたどっており、平成22年に10,490人であった人口は、平成27年には8,927人となり、減少率14.9%は県内でも最も高い値となっている。さらに将来予測では、令和40年には4,942人まで減少するとされている。

第2次つるぎ町総合振興計画においては、令和7年の人口目標を7,300人とする事としており、この厳しい現状から脱却を図ろうとしているところである。目標達成のためには、あらゆる施策を継続的に実施していくことが重要であり、それには将来的な安定財源の確保が必要である。

#### (2) その対策

##### ① 地籍調査

調査の早期完了をめざし、地域住民の協力体制の構築と、地域の現状に即した調査手法による計画的・効率的な地籍調査を推進する。

##### ② 基金の積立

本町に割り当てられた過疎地域持続的発展特別事業発行限度額の範囲内において、計画的な特別目的基金の積み立てを行うものとし、継続的な事業実施のための安定的財源を確保する。

#### (3) 計画

以上の対策を推進するための整備計画は、別表のとおり。

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「つるぎ町公共施設等総合管理計画」及び同計画の基本方針に基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。



《別表》

## 事業計画一覧 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	<p>[事業内容] 移住促進事業 (お試し暮らし住宅1カ所)</p> <p>[必要性] 移住希望や移住を検討している方につるぎ町での生活を体験してもらうため、お試し暮らし住宅を整備し、移住・定住を推進する。</p> <p>[効果] 移住・定住者の増、関係人口の増</p>	つるぎ町	移住・定住者や関係人口の増加により、本町の各地域が活性化されるため、本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資するものである。
		<p>[事業内容] 定住促進事業 (定住支援補助金)</p> <p>[必要性] 住居新築に伴う住民の町外転出を食い止めるとともに、町外からの移住者増加をめざし、住居の新築や空き家活用に対する補助金制度を設け、移住・定住促進と集落の活性化につなげる。</p> <p>[効果] 空き家対策、移住・定住者の増、地域活性化</p>	つるぎ町	
		<p>[事業内容] 空き家活用事業 (家屋調査20戸 家屋修繕10戸)</p> <p>[必要性] 定住促進事業に基づき、増加している空き家を活</p>	つるぎ町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	地域間交流	<p>用し、移住・定住者の増加を図るため、家屋調査経費や改修費用の補助制度を設け、移住・定住促進と集落の活性化につなげる。</p> <p>[効果] 空き家対策、移住・定住者の増、関係人口の増、地域活性化</p>		
		<p>[事業内容] ふるさとまつり補助事業</p> <p>[必要性] 例年開催される「一宇ふるさとまつり」においては、つるぎ町内はもちろん、町外や都市圏からも多数来場者があり、地域間交流の促進につながるため、実行委員会の活動を支援する。</p> <p>[効果] 関係人口の増、地域間交流の促進</p>	つるぎ町	他地域との交流が生まれることで、関係人口の増加とともに地域の活性化が見込まれるため、本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資するものである。
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業 林業	田井土地改良区施設整備事業 農業用排水路整備 L=3,000m	つるぎ町	
		県単治山事業 佐古戸地区 (水路工L=50.0m) 上喜来地区 (水路工L=30.0m) 平良石地区 (水路工L=100.0m) 葛城地区 (水路工L=100.0m) 上喜来地区(Ⅱ) (水路工L=10.0m) 小谷地区 (水路工L=20.0m) 宮平地区 (水路工L=25.0m)	つるぎ町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		長瀬地区 (水路工L=45.0m) 吉良地区 (水路工L=120.0m) 臼木地区 (水路工L=10.0m) 実平地区 (水路工L=40.0m) 葛籠地区 (水路工L=10.0m)		
	(4)地場産業の振興 生産施設	ハウス園芸施設整備事業 ビニールハウス (50 a)	つるぎ町	
	(5)企業誘致	企業立地基盤整備事業 (工業団地造成)	つるぎ町	
		企業立地基盤整備事業 (遊休施設改修)	つるぎ町	
	(10)過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次 産業化	[事業内容] つるぎ町空き店舗等活用 支援事業 [必要性] 新規出店者が、増加して いる空き店舗を活用して 事業を開始する場合、店 舗改修等の費用の補助を 行うことで新規事業の創 出を積極的に支援する。 [効果] 移住・定住者の増、関係 人口の増、空き店舗対策、 地域活性化	つるぎ町	移住・定住者 や関係人口の 増加、本町に おける各産業 の振興、農業 従事者等の育 成を図ること で、地域が活 性化されるた め、本事業は 将来にわたり 持続可能なま ちづくりに資 するものであ る。
		[事業内容] 特産品販売ネットワー クシステム整備事業 [必要性] 町内農業者が卸した農産 物等の、地元物産販売所 での販売状況や施設等 での必要な食材が確認 できる効率的なシステ ム構築をめざし、 将来的にはイ	つるぎ町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>インターネットによる通信販売の導入を検討し、6次産業化を支援する。</p> <p>[効果] 第1次産業の振興、農業従事者育成促進</p>		
		<p>[事業内容] 徳島剣山世界農業遺産交流センター整備事業</p> <p>[必要性] 「世界農業遺産」というブランドを活かしたメインの地域間交流拠点を整備し、地域の活性化を図る。</p> <p>[効果] 農山村文化の維持・継承、観光振興、地域間交流の促進</p>	つるぎ町	
		<p>[事業内容] 観光農園整備事業</p> <p>[必要性] 「世界農業遺産」に認定された急傾斜地の畑に観光農園を整備し、観光客の誘致を図る。</p> <p>[効果] 観光振興、地域活性化・地域間交流の促進</p>	つるぎ町	
		<p>[事業内容] 企業立地促進補助事業 (立地補助・地元雇用・情報提供)</p> <p>[必要性] 町内工業団地内に立地する企業(製造業)に対し、助成措置を講じることにより、優良企業の誘致を促進する。</p>	つるぎ町	雇用の場の創出により、若年層の人口流出を抑制するとともに、様々な業種の企業を誘致することで地域や

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	その他	[効果] 安定的な雇用の場の創出、 地域活性化・地域産業の 促進		産業が活性化 されるため、 本事業は将来 にわたり持続 可能なまちづ くり資する ものである。
[事業内容] 交流促進プロジェクト 事業 [必要性] 道の駅貞光ゆうゆう館を 拠点とした町内観光施設 との連携と、「世界農業 遺産認定の里つるぎ」を 広く宣伝することで、交 流人口の拡大を図る。 [効果] 地場産業・観光の振興、 地域経済の活性化、地域 間交流の促進		つるぎ町	交流人口が増 加すること により、地場産 業・観光の振 興、地域経済 の活性化、地 域間の交流が 促進されるた め、本事業は 将来にわたり 持続可能なま ちづくりに資 するものであ る。	
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設等情 報化のための施設 防災行政用無線 施設 その他の情報化 のための施設 その他	行政情報配信システム構築事業	つるぎ町	
		電算室移転・システム等構築事業	つるぎ町	
		テレビ放送設備更改・イントラ設備移 転等事業	つるぎ町	
	(10)過疎地域持続的 発展特別事業 情報化	[事業内容] 地域情報化通信施設維持 管理事業	つるぎ町	情報通信基盤 の維持管理に

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>[必要性] サービス提供事業者とのIRU契約により、町内の超高速ブロードバンド環境の整備等を実現させており、今後も住民へのサービス提供を持続するためには、維持管理費に対する安定的な財源確保が必要となる。</p> <p>[効果] 住民生活環境の向上</p>		<p>よる住民への継続的なサービス提供は、住民が本町に住み続けるうえで重要な条件であるため、本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資するものである。</p>
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)町道 道路	町道白石線 (改良・舗装L=500m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道白石曾我谷線 (改良・舗装L=1,500m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道白石日開野線 (改良L=1,250m・舗装L=2,000m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道惣谷井川線 (改良・舗装L=1,500m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道大柱東西線 (改良・舗装L=400m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道中熊長野線 (舗装L=100m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道石堂日浦下線 (改良・舗装L=500m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道中熊線 (改良・舗装L=1,000m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道土々呂万才線 (舗装L=450m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道田井東西線 (舗装L=200m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道野田窪長野線 (改良・舗装L=450m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道浦山上ノ原線 (改良・舗装L=700m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道小野木ノ内線 (改良・舗装L=100m W=5.0m)	つるぎ町	
		町道蔭西百姓滝線 (改良L=500m・舗装L=1,500m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道上喜来2号線 (改良・舗装L=600m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道大床鹿老渡橋線 (改良・舗装L=1,000m W=3.0m)	つるぎ町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		町道石堂長谷保線 (改良L=1,250m・舗装L=2,000m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道鹿老渡木ノ内線 (改良・舗装L=200m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道上喜来1号線 (改良・舗装L=300m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道保久保小谷中線 (改良・舗装L=1,000m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道大畠池尻線 (改良・舗装L=500m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道大床奥峠線 (改良・舗装L=300m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道平良石線 (改良・舗装L=200m W=6.0m)	つるぎ町	
		町道笠仏柳瀬線 (改良・舗装L=500m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道下尾尻日開野線 (改良・舗装L=200m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道中藪渡船場線 (舗装L=400m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道柳木曾上源造線 (改良・舗装L=500m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道松生東西線 (改良・舗装L=230m W=3.5m)	つるぎ町	
		町道松生島線 (改良・舗装L=130m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道線外東西線 (舗装L=230m W=3.5m)	つるぎ町	
		町道丸戸田井線 (改良・舗装L=400m W=3.5m)	つるぎ町	
		町道下喜来吾見坂線 (改良・舗装L=300m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道大惣吉田線 (改良・舗装L=300m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道葛城線 (改良・舗装L=200m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道宮下大須賀線 (改良・舗装L=200m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道引地幹線 (改良・舗装L=300m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道僧地大泉線 (改良・舗装L=2,000m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道浦山幹線 (改良・舗装L=1,000m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道畠枝線 (改良・舗装L=300m W=3.3m)	つるぎ町	
		町道大泉捨子線 (改良L=140m・舗装L=500m W=5.0m)	つるぎ町	
		町道宮内白村線 (改良・舗装L=1,000m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道宮内白村幹線 (舗装L=500m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道宮内1号線 (舗装L=150m W=4.0~6.0m)	つるぎ町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		町道柴内上線 (改良・舗装L=500m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道捨子広谷線 (改良・舗装L=500m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道捨子谷線 (改良・舗装L=200m W=3.0~4.5m)	つるぎ町	
		町道長木影線 (改良・舗装L=4,000m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道家賀道上幹線 (改良L=50m・舗装L=500m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道家賀下中線 (舗装L=300m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道家賀下線 (改良・舗装L=1,000m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道浦山竹屋敷線 (改良・舗装L=500m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道貞光西端山線 (改良L=200m・舗装L=2,000m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道皆瀬幹線 (舗装L=500m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道川見三木枋線 (改良L=100m・舗装L=1,500m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道西長瀬線 (改良・舗装L=300m W=3.5m)	つるぎ町	
		町道横野幹線 (改良・舗装L=600m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道西山幹線 (改良・舗装L=1,000m W=4.0~5.0m)	つるぎ町	
		町道西浦2号線 (改良・舗装L=300m W=4.0~5.0m)	つるぎ町	
		町道僧地柴内線 (改良・舗装L=400m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道西谷線 (舗装L=500m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道日浦猿飼線 (改良L=200m・舗装L=1,000m W=3.5~4.0m)	つるぎ町	
		町道長木広谷線 (改良L=150m・舗装L=850m W=3.5m)	つるぎ町	
		町道奥大野1号線 (改良・舗装 L=500m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道桑平線 (改良・舗装 L=500m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道瀬貝杣野線 (舗装L=900m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道久藪1号線 (新設・舗装L=300m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道伊良原1号線 (改良・舗装L=500m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道明谷1号線 (改良・舗装L=500m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道出羽1号線 (改良・舗装L=800m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道出羽平井線 (改良・舗装L=2,000m W=3.0m)	つるぎ町	



持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	橋りょう	町道一字蔭線 (改良・舗装L=500m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道久藪上線 (新設・舗装L=500m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道木地屋大横線 (改良・舗装L=500m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道蔭線 (改良・舗装L=500m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道奥大野上線 (改良・舗装L=1,000m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道大野1号線 (改良・舗装L=500m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道明谷2号線 (新設・舗装L=250m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道赤松1号線 (改良・舗装L=1,000m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道中野1号線 (改良・舗装L=1,000m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道一字線 (改良・舗装L=1,000m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道剪字1号線 (改良・舗装L=500m W=4.0m)	つるぎ町	
		町道実平久保線 (改良・舗装L=200m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道平1号線 (改良・舗装L=450m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道九藤中線 (改良・舗装L=250m W=3.0m)	つるぎ町	
		町道木地屋線 (改良・舗装L=300m W=3.0m)	つるぎ町	
		第1平良石橋 (修繕工L=15.5m W=5.8m)	つるぎ町	
		下竹橋 (測量設計・修繕工L=31.1m W=3.0m)	つるぎ町	
		木ノ内橋 (測量設計・修繕工L=69.0m W=7.7m)	つるぎ町	
		八幡橋 (測量設計・修繕工L=66.0m W=1.5m)	つるぎ町	
		堂平広沢線1号橋 (測量設計・修繕工L=10.9m W=3.1m)	つるぎ町	
		(2)農道 広域農道整備事業 (改良・舗装L=3,000m W=5.0m)	つるぎ町	
		広域農道整備事業負担金 10% (L=2,000m W=5.0m)	徳島県	
		(3)林道 林道葛城線 (舗装L=2,000m W=3.0m)	つるぎ町	
		林道大惣線 (新設L=2,000m W=3.0m)	つるぎ町	
		林道友内線 (新設L=400m W=3.0m)	つるぎ町	
		林道猿飼線(1号橋含) (舗装・修繕工 L=2,000m W=3.0~3.6m)	つるぎ町	
		林道長瀬線(3号橋含) (改良・舗装・修繕工 L=500m W=3.6~4.0m)	つるぎ町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
		林道家賀道下線 (改良L=250m・舗装L=2,000m W=3.6m)	つるぎ町		
		林道定山線 (改良L=200m・舗装L=1,600m W=4.0m)	つるぎ町		
		林道剪宇大野線 (新設・舗装L=600m W=4.0m)	つるぎ町		
		林道五所谷線 (改良・舗装L=600m W=4.0m)	つるぎ町		
		林道白井線(4号・6号・8号橋含) (改良L=500m・舗装L=7,000m W=4.0m・修繕工)	つるぎ町		
		林道太合実平線 (改良L=500m・舗装L=6,300m W=4.0m)	つるぎ町		
		林道実平支線 (舗装L=400m W=3.0m)	つるぎ町		
		林道天ノ岩戸線 (改良・舗装L=1,000m W=3.0m)	つるぎ町		
		林道葛籠線 (改良・舗装L=500m W=4.0m)	つるぎ町		
		林道赤帽子線 (改良L=500m・舗装L=6,000m W=4.0m)	つるぎ町		
		林道奥大野中野線 (新設L=300m W=3.0m)	つるぎ町		
		県営林道赤帽子線負担金 10.7% (新設L=200m W=4.0m)	徳島県		
		(7)自動車等 自動車	コミュニティーバス車両更新事業	つるぎ町	
		(9)過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	[事業内容] コミュニティーバス運行事業(幹線2路線、ライダー17選定地区、登山) [必要性] 本町のコミュニティーバスは、民間バス事業者の撤退後、地域住民の身近な交通手段であり、また剣山への登山バスとしても重要な役割を果たしており、今後においても持続可能な公共交通として維持・充実が求められている。 [効果] 日常生活(通院、買物等)における交通手段の確保、	つるぎ町	住み慣れた地域において安心して生活し続けるための交通手段としての役割とともに、剣山への登山バスとして観光振興の一端を担っていることから、本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		観光振興		するものである。
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	上水道老朽管更新事業 管路 (L=2,000m)	つるぎ町	
	(2)下水処理施設 公共下水道	つるぎ町公共下水道事業 (農業集落排水施設)	つるぎ町	
		つるぎ町公共下水道事業 (処理場・マンホール ポンプ場・管路・雨水ポンプ場)	つるぎ町	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	クリーンセンター美馬整備事業負担金	一部事務組合	
	(5)消防施設	消防ポンプ自動車・資器材運搬車・高規格救急車・運搬車購入負担金	一部事務組合	
		消防分団用ポンプ積載車購入負担金	一部事務組合	
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 環境	[事業内容] 浄化槽新設・転換設置費 補助事業 (100基) [必要性] 生活排水等による河川の 汚濁防止のため、公共下 水処理地区外において浄 化槽の普及を目的とし、 補助制度を設ける。 [効果] 環境保全	つるぎ町	安心・安全な 生活を送るた めの環境が整 備されている ことは、住民 が本町に住み 続けるうえで 重要な条件で あることから、 本事業は将来 にわたり持続 可能なまちづ くりを資する ものである。
	その他	[事業内容] 有害鳥獣対策協議会補助 事業 [必要性] 有害鳥獣の駆除・防除を	つるぎ町	安心・安全な 生活を送るた めの環境を整

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>推進するため、補助制度を設ける。</p> <p>[効果] 有害鳥獣による農作物・造林木への被害軽減、生活環境・定住環境の保全</p>		<p>えることで、農林業従事者の安定的な収入の確保につながるため、本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資するものである。</p>
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2)認定こども園	認定こども園施設整備事業	つるぎ町	
	(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	つるぎ町保健センター改修事業	つるぎ町	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	<p>[事業内容] 貞光げんきっこクラブ改築事業</p> <p>[必要性] 建物の老朽化により、利用児童の安全の確保と環境の改善のため、大規模な改修工事を行う。</p> <p>[効果] 利用児童の安全確保、保育環境の改善</p>	つるぎ町	<p>安心・安全な保育環境の整備は、本町の次代を担う子どもたちの健全な育成を図るとともに、子育て環境の充実につながることから、本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資するものである。</p>

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	健康づくり	<p>[事業内容] 住民健康管理システム構築事業</p> <p>[必要性] 住民の予防接種の記録や健診の受診記録などをシステムにおいて一括管理しており、法改正等に対応すべく、システムの再構築を図る。</p> <p>[効果] 住民の健康づくりの推進</p>	つるぎ町	<p>住み慣れた地域において、健康で自分らしい生活を送るための環境整備は、住民が本町に住み続けるうえで重要な条件であることから、本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資するものである。</p>
7 医療の確保	(1)診療施設 病院	<p>電子カルテシステム関連事業（更新） 町立半田病院</p> <p>医療機械器具整備事業 町立半田病院</p> <p>健診室拡幅工事 町立半田病院</p> <p>医療ガス供給設備整備工事 町立半田病院</p>	つるぎ町	
	(3)過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院	<p>[事業内容] 病院経営改善事業</p> <p>[必要性] 将来にわたり住民へ安定した医療を提供していくことを目的として、外部有識者や住民代表等を経営委員として参集し、検討を行うことにより、病院の健全経営に取り組むための委員会運営経費の確保。</p>	つるぎ町	<p>住み慣れた地域において、適切な医療の提供を受けるための環境整備は、住民が本町に住み続けるうえで重要な条件であることから、</p>

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
		[効果] 病院運営の健全化、地域医療の維持・充実		本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資する事業である。	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	半田小学校整備事業	つるぎ町		
		貞光小学校整備事業	つるぎ町		
		半田中学校整備事業	つるぎ町		
		町内小中学校空調機器更新工事	つるぎ町		
		屋内運動場	町内体育館整備事業	つるぎ町	
		屋外運動場	町内運動場整備事業	つるぎ町	
		水泳プール	町内プール整備事業	つるぎ町	
		給食施設	給食センター配送車購入事業	つるぎ町	
		その他	貞光中学校体育館エレベータ改修工事	つるぎ町	
			町内小学校 I C T 更新事業	つるぎ町	
		町内中学校 I C T 更新事業	つるぎ町		
	(2)幼稚園	町内幼稚園空調機器更新工事	つるぎ町		
	(3)集会施設、体育施設等 公民館	生涯学習関連施設整備事業	つるぎ町		
		半田公民館耐震改修事業	つるぎ町		
		一字公民館耐震改修事業	つるぎ町		
		体育施設	つるぎ町スポーツセンター改修工事	つるぎ町	
	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 その他	[事業内容] 児童通学支援事業 (小学校) [必要性] 小学校の統廃合等による 遠距離通学者に対する継続的な通学支援。 [効果] 通学手段の確保	つるぎ町	遠距離通学等の個人の能力に起因しない格差をなくし、より良い学習環境を整備す	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>[事業内容] 生徒通学支援事業 (中学校)</p> <p>[必要性] 中学校の統廃合等による遠距離通学者に対する継続的な通学支援。</p> <p>[効果] 通学手段の確保</p>	つるぎ町	<p>るとともに、外国語教育や地域住民との交流によるふるさと教育、ICT機器を活用した学習の推進、学力の向上を図ることは、本町の次代を担う子どもたちの健全な育成につながるため、将来にわたり持続可能なまちづくりに資する事業である。</p>
		<p>[事業内容] 夏期英語研修事業</p> <p>[必要性] 合宿を通じ、他校の友人とともに、外国人講師と積極的にコミュニケーションをとることで自立心を育み、英語力の向上とグローバル化に対応した人材育成をめざす。</p> <p>[効果] 英語力・コミュニケーション能力の向上、異文化交流</p>	つるぎ町	
		<p>[事業内容] 地域学校協働活動事業</p> <p>[必要性] 地域住民の協力を得て、放課後における子どもたちの安心・安全な居場所を確保するための放課後子ども教室、また、中学生の学力向上を図るための地域未来塾を開催し、学習支援を行う。</p> <p>[効果] 世代間交流、ふるさと教育の推進、子育て支援、学力の向上</p>	つるぎ町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>[事業内容] 町内小中学校 I C T 機器リース、ソフト導入事業</p> <p>[必要性] I C T 機器等の整備を推進し、子どもたちに多様な学習機会を提供することで、コミュニケーション能力や情報関連能力の向上を図り、デジタル社会へ対応可能な人材の育成をめざす。</p> <p>[効果] 教育の情報化・学習の個別最適化の促進、学習環境の改善</p>	つるぎ町	
9 集落の整備	<p>(1) 過疎地域集落再編整備</p> <p>(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備</p>	<p>定住促進団地整備事業</p> <p>[事業内容] 集落の維持・活性化対策事業</p> <p>[必要性] 山間集落における地域コミュニティの維持・継続を図るため、「集落支援員」制度を活用し、地域の活性化に取り組む。</p> <p>[効果] 集落の維持・活性化</p>	つるぎ町	<p>本町を構成する集落の維持・活性化に関する取り組みは、将来にわたり本町を持続的に発展させるための重要な事業である。</p>
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	[事業内容] 地域文化啓発事業 (文化財冊子発刊)	つるぎ町	文化財冊子の編纂・増刷に



持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>[必要性] 本町文化財の保護・活用、また新たな文化の創出に資するため、平成18年度に発行した「つるぎ町の文化財」の再編及び増刷を行う。</p> <p>[効果] 地域文化の維持・継承、新たな文化創出のための啓発</p>		<p>については、地域文化の維持とともに、その文化を昇華させることで新たな文化の創出に寄与し、次代へ継承するための取り組みであるため、本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資するものである。</p>
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	自然エネルギー発電システム構築事業	つるぎ町	
		汚泥再生処理施設整備事業負担金	一部事務組合	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	<p>[事業内容] 汚泥再生処理施設整備事業負担金</p> <p>[必要性] 現施設の経年劣化、合併処理浄化槽の普及に伴う浄化槽汚泥混入率の増加等への対応が必要であるため、新施設の整備を進める。</p> <p>[効果] 住民の生活環境の整備、環境保全、再生可能エネルギーの利用促進</p>	一部事務組合	<p>安心・安全な生活環境の整備と再生可能エネルギーの利用による自然環境の保全は、住民が今後も本町に住み続けるうえで重要な条件であるため、本事業は将来</p>

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(3)その他	電気自動車充電スタンド整備事業	つるぎ町	にわたり持続可能なまちづくりに資するものである。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		<p>[事業内容] 地籍調査事業</p> <p>[必要性] 地域住民の協力体制を構築し、地域の現状に即した調査手法により、計画的・効率的な地籍調査を推進することで、早期完了をめざす。</p> <p>[効果] 土地の有効活用・保全の推進</p>	つるぎ町	<p>地籍調査の早期完了は、個人の土地に関する権利の保障につながり、これによる土地の有効活用が図られることで本町の産業や観光の振興が見込まれる。また、大規模な災害等に備え、より迅速な復興につなげるための取り組みであることから、本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資するものである。</p>
		[事業内容] 人口減少対策基金積立事業	つるぎ町	本町の将来人口目標の達成

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>[必要性] 人口減少が加速している現状の改善をめざし、あらゆる施策を継続的に実施するための将来的な安定的財源の確保の必要性から、計画的な特別目的基金の積立を行う。</p> <p>[効果] 将来人口目標の達成</p>		<p>と、本町を持続的に発展させていくための事業実施に必要な財源確保を目的に基金の積立を行うものであることから、本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資するものである。</p>

# 事業計画一覧 (令和3年度～令和7年度)

## 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	<p>[事業内容] 移住促進事業 (お試し暮らし住宅1カ所)</p> <p>[必要性] 移住希望や移住を検討している方につるぎ町での生活を体験してもらうため、お試し暮らし住宅を整備し、移住・定住を推進する。</p> <p>[効果] 移住・定住者の増、関係人口の増</p>	つるぎ町	移住・定住者や関係人口の増加により、本町の各地域が活性化されるため、本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資するものである。
		<p>[事業内容] 定住促進事業 (定住支援補助金)</p> <p>[必要性] 住居新築に伴う住民の町外転出を食い止めるとともに、町外からの移住者増加をめざし、住居の新築や空き家活用に対する補助金制度を設け、移住・定住促進と集落の活性化につなげる。</p> <p>[効果] 空き家対策、移住・定住者の増、地域活性化</p>	つるぎ町	
		<p>[事業内容] 空き家活用事業 (家屋調査20戸 家屋修繕10戸)</p> <p>[必要性] 定住促進事業に基づき、増加している空き家を活</p>	つるぎ町	

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	地域間交流	<p>用し、移住・定住者の増加を図るため、家屋調査経費や改修費用の補助制度を設け、移住・定住促進と集落の活性化につなげる。</p> <p>[効果] 空き家対策、移住・定住者の増、関係人口の増、地域活性化</p>		
		<p>[事業内容] ふるさとまつり補助事業</p> <p>[必要性] 例年開催される「一宇ふるさとまつり」においては、つるぎ町内はもちろん、町外や都市圏からも多数来場者があり、地域間交流の促進につながるため、実行委員会の活動を支援する。</p> <p>[効果] 関係人口の増、地域間交流の促進</p>	つるぎ町	他地域との交流が生まれることで、関係人口の増加とともに地域の活性化が見込まれるため、本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資するものである。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次 産業化	<p>[事業内容] つるぎ町空き店舗等活用支援事業</p> <p>[必要性] 新規出店者が、増加している空き店舗を活用して事業を開始する場合、店舗改修等の費用の補助を行うことで新規事業の創出を積極的に支援する。</p>	つるぎ町	移住・定住者や関係人口の増加、本町における各産業の振興、農業従事者等の育成を図ることで、地域が活

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		[効果] 移住・定住者の増、関係人口の増、空き店舗対策、地域活性化		性化されるため、本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資するものである。
		[事業内容] 特産品販売ネットワークシステム整備事業 [必要性] 町内農業者が卸した農産物等の、地元物産販売所での販売状況や施設等での必要な食材が確認できる効率的なシステム構築をめざし、将来的にはインターネットによる通信販売の導入を検討し、6次産業化を支援する。 [効果] 第1次産業の振興、農業従事者育成促進	つるぎ町	
		[事業内容] 徳島剣山世界農業遺産交流センター整備事業 [必要性] 「世界農業遺産」というブランドを活かしたメインの地域間交流拠点を整備し、地域の活性化を図る。 [効果] 農山村文化の維持・継承、観光振興、地域間交流の促進	つるぎ町	
		[事業内容] 観光農園整備事業 [必要性] 「世界農業遺産」に認定された急傾斜地の畑に観光農園を整備し、観光客の誘致を図る。	つるぎ町	

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	企業誘致	[効果] 観光振興、地域活性化・地域間交流の促進		
		[事業内容] 企業立地促進補助事業 (立地補助・地元雇用・情報提供) [必要性] 町内工業団地内に立地する企業(製造業)に対し、助成措置を講じることにより、優良企業の誘致を促進する。 [効果] 安定的な雇用の場の創出、地域活性化・地域産業の促進	つるぎ町	雇用の場の創出により、若年層の人口流出を抑制するとともに、様々な業種の企業を誘致することで地域や産業が活性化されるため、本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資するものである。
	その他	[事業内容] 交流促進プロジェクト事業 [必要性] 道の駅貞光ゆうゆう館を拠点とした町内観光施設との連携と、「世界農業遺産認定の里つるぎ」を広く宣伝することで、交流人口の拡大を図る。 [効果] 地場産業・観光の振興、地域経済の活性化、地域間交流の促進	つるぎ町	交流人口が増加することにより、地場産業・観光の振興、地域経済の活性化、地域間の交流が促進されるため、本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資するものである。

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	<p>[事業内容] 地域情報化通信施設維持管理事業</p> <p>[必要性] サービス提供事業者とのIRU契約により、町内の超高速ブロードバンド環境の整備等を実現させており、今後も住民へのサービス提供を持続するためには、維持管理費に対する安定的な財源確保が必要となる。</p> <p>[効果] 住民生活環境の向上</p>	つるぎ町	<p>情報通信基盤の維持管理による住民への継続的なサービス提供は、住民が本町に住み続けるうえで重要な条件であるため、本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資するものである。</p>
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	<p>[事業内容] コミュニティーバス運行事業（幹線2路線、フィーダー17選定地区、登山）</p> <p>[必要性] 本町のコミュニティーバスは、民間バス事業者の撤退後、地域住民の身近な交通手段であり、また剣山への登山バスとしても重要な役割を果たしており、今後においても持続可能な公共交通として維持・充実が求められている。</p> <p>[効果] 日常生活（通院、買物等）</p>	つるぎ町	<p>住み慣れた地域において安心して生活し続けるための交通手段としての役割とともに、剣山への登山バスとして観光振興の一端を担っていることから、本事業は将来にわたり持続可能なま</p>



過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		における交通手段の確保、 観光振興		ちづくりに資 するものでは ある。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 環境	<p>[事業内容] 浄化槽新設・転換設置費 補助事業（100基）</p> <p>[必要性] 生活排水等による河川の 汚濁防止のため、公共下 水処理地区外において浄 化槽の普及を目的とし、 補助制度を設ける。</p> <p>[効果] 環境保全</p>	つるぎ町	安心・安全な 生活を送るた めの環境が整 備されている ことは、住民 が本町に住み 続けるうえで 重要な条件で あることから、 本事業は将来 にわたり持続 可能なまちづ くりを資する ものである。
	その他	<p>[事業内容] 有害鳥獣対策協議会補助 事業</p> <p>[必要性] 有害鳥獣の駆除・防除を 推進するため、補助制度 を設ける。</p> <p>[効果] 有害鳥獣による農作物・ 造林木への被害軽減、生 活環境・定住環境の保全</p>	つるぎ町	安心・安全な 生活を送るた めの環境を整 えることで、 農林業従事者 の安定的な収 入の確保につ ながるため、 本事業は将来 にわたり持続 可能なまちづ くりを資する ものである。

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	<p>[事業内容] 貞光げんきっこクラブ改築事業</p> <p>[必要性] 建物の老朽化により、利用児童の安全の確保と環境の改善のため、大規模な改修工事を行う。</p> <p>[効果] 利用児童の安全確保、保育環境の改善</p>	つるぎ町	安心・安全な保育環境の整備は、本町の次代を担う子どもたちの健全な育成を図るとともに、子育て環境の充実につながることから、本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資するものである。
	健康づくり	<p>[事業内容] 住民健康管理システム構築事業</p> <p>[必要性] 住民の予防接種の記録や健診の受診記録などをシステムにおいて一括管理しており、法改正等に対応すべく、システムの再構築を図る。</p> <p>[効果] 住民の健康づくりの推進</p>	つるぎ町	住み慣れた地域において、健康で自分らしい生活を送るための環境整備は、住民が本町に住み続けるうえで重要な条件であることから、本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資するものである。

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院	<p>[事業内容] 病院経営改善事業</p> <p>[必要性] 将来にわたり住民へ安定した医療を提供していくことを目的として、外部有識者や住民代表等を経営委員として参集し、検討を行うことにより、病院の健全経営に取り組むための委員会運営経費の確保。</p> <p>[効果] 病院運営の健全化、地域医療の維持・充実</p>	つるぎ町	住み慣れた地域において、適切な医療の提供を受けるための環境整備は、住民が本町に住み続けるうえで重要な条件であることから、本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資する事業である。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	<p>[事業内容] 児童通学支援事業 (小学校)</p> <p>[必要性] 小学校の統廃合等による遠距離通学者に対する継続的な通学支援。</p> <p>[効果] 通学手段の確保</p>	つるぎ町	遠距離通学等の個人の能力に起因しない格差をなくし、より良い学習環境を整備するとともに、外国語教育や地域住民との交流によるふるさと教育、ICT機器を活用した学習
<p>[事業内容] 生徒通学支援事業 (中学校)</p> <p>[必要性] 中学校の統廃合等による遠距離通学者に対する継続的な通学支援。</p> <p>[効果] 通学手段の確保</p>	つるぎ町			

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>[事業内容] 夏期英語研修事業</p> <p>[必要性] 合宿を通じ、他校の友人とともに、外国人講師と積極的にコミュニケーションをとることで自立心を育み、英語力の向上とグローバル化に対応した人材育成をめざす。</p> <p>[効果] 英語力・コミュニケーション能力の向上、異文化交流</p>	つるぎ町	<p>の推進、学力の向上を図ることは、本町の次代を担う子どもたちの健全な育成につながるため、将来にわたり持続可能なまちづくりに資する事業である。</p>
		<p>[事業内容] 地域学校協働活動事業</p> <p>[必要性] 地域住民の協力を得て、放課後における子どもたちの安心・安全な居場所を確保するための放課後子ども教室、また、中学生の学力向上を図るための地域未来塾を開催し、学習支援を行う。</p> <p>[効果] 世代間交流、ふるさと教育の推進、子育て支援、学力の向上</p>	つるぎ町	
		<p>[事業内容] 町内小中学校 ICT機器リース、ソフト導入事業</p> <p>[必要性] ICT機器等の整備を推進し、子どもたちに多様な学習機会を提供することで、コミュニケーション能力や情報関連能力の向上を図り、デジタル社</p>	つるぎ町	

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>会へ対応可能な人材の育成をめざす。</p> <p>[効果] 教育の情報化・学習の個別最適化の促進、学習環境の改善</p>		
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	<p>[事業内容] 集落の維持・活性化対策事業</p> <p>[必要性] 山間集落における地域コミュニティの維持・継続を図るため、「集落支援員」制度を活用し、地域の活性化に取り組む。</p> <p>[効果] 集落の維持・活性化</p>	つるぎ町	本町を構成する集落の維持・活性化に関する取り組みは、将来にわたり本町を持続的に発展させるための重要な事業である。
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	<p>[事業内容] 地域文化啓発事業 (文化財冊子発刊)</p> <p>[必要性] 本町文化財の保護・活用、また新たな文化の創出に資するため、平成18年度に発行した「つるぎ町の文化財」の再編及び増刷を行う。</p> <p>[効果] 地域文化の維持・継承、新たな文化創出のための啓発</p>	つるぎ町	文化財冊子の編纂・増刷については、地域文化の維持とともに、その文化を昇華させることで新たな文化の創出に寄与し、次代へ継承するための取り組みであるため、本事業は

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
				将来にわたり持続可能なまちづくりに資するものである。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	<p>[事業内容] 汚泥再生処理施設整備事業負担金</p> <p>[必要性] 現施設の経年劣化、合併処理浄化槽の普及に伴う浄化槽汚泥混入率の増加等への対応が必要であるため、新施設の整備を進める。</p> <p>[効果] 住民の生活環境の整備、環境保全、再生可能エネルギーの利用促進</p>	一部事務組合	安心・安全な生活環境の整備と再生可能エネルギーの利用による自然環境の保全は、住民が今後も本町に住み続けるうえで重要な条件であるため、本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資するものである。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		<p>[事業内容] 地籍調査事業</p> <p>[必要性] 地域住民の協力体制を構築し、地域の現状に即した調査手法により、計画的・効率的な地籍調査を推進することで、早期完了をめざす。</p> <p>[効果] 土地の有効活用・保全の推進</p>	つるぎ町	地籍調査の早期完了は、個人の土地に関する権利の保障につながり、これによる土地の有効活用が図られることで本町の産

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
				業や観光の振興が見込まれる。また、大規模な災害等に備え、より迅速な復興につなげるための取り組みであることから、本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資するものである。
		<p>[事業内容] 人口減少対策基金積立事業</p> <p>[必要性] 人口減少が加速している現状の改善をめざし、あらゆる施策を継続的に実施するための将来的な安定的財源の確保の必要性から、計画的な特別目的基金の積立を行う。</p> <p>[効果] 将来人口目標の達成</p>	つるぎ町	本町の将来人口目標の達成と、本町を持続的に発展させていくための事業実施に必要な財源確保を目的に基金の積立を行うものであることから、本事業は将来にわたり持続可能なまちづくりに資するものである。